

令和3年 第10回教育委員会 会議録

日 時	令和3年9月28日（火） 午前10時00分～午前11時35分
場 所	向日市役所 第10会議室
出席委員	永野教育長、白幡委員、松本委員、流石委員
事 務 局	教育部長、副部長兼文化資料館長、副部長兼学校教育課担当課長、主席課長兼学校教育課長、教育総務課長、図書館長、中央公民館長、文化財調査事務所長、教育総務課副課長兼教育総務係長、教育総務課主任
議 題	議案第14号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について 委員会諸報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第9回の会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 まず、議案第14号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について」を上程する。
事務局	— 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について — 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、報告書を作成し、議会に提出することとされている。 また、報告書の作成については、同条第2項の規定により、学識経験者の知見の活用を図ることとされていることから、外部評価委員2人から、成果・課題・今後の方向性について検証していただき、意見・助言等を得た。 本案は、この報告書を議会に提出するにあたり、教育長に対する事務委任規則第2条第12号の規定により、教育委員会の議決を求めるものである。 報告書に記載する教育委員会の権限に属する事務としては、教育基本法第17条第2項に基づく、本市における「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置づけている「第2次ふるさと向日市創生計画」の施策の教育分野中心の主要12施策44事業となる。

	なお、令和２年３月に「第２次ふるさと向日市創生計画」が策定されたことから、この計画により施策番号１、３、６、９の施策名が変更している。 また、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、例年とは著しくことなる事務・事業の執行状況となっており、そのため、報告書（案）の１ページの２の６行目に、なお書きで追記し、６ページの３教育委員会の主な活動 に（２）新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった教育委員会関係行事及び規模縮小により不参加となった活動を加え、また、新たに、４の「新型コロナウイルス感染症拡大防止のため小中学校等臨時休業及び施設貸出中止期間（令和元年度分含む）」も加えて、小学校から市民体育館の各施設の臨時休業等をまとめている。 内容については、資料のとおりで、変更した教育委員会の活動状況を含め、今年度から新たに総評を加えた、外部評価委員の意見等を記載したものである。 意見等について、新型コロナウイルス感染症の影響で一部中止や縮小となった事業もあるが、可能な限り実施されているなど、多くの事務事業において評価をいただいている一方で、さらによりものとするためのご意見やご要望等をいただいている。今後は、これらのご意見等をもとに、事務事業に取り組んでいきたいと考えている。 【質疑等】
委員	教育支援委員会とは、何か事象があると開催するのか。 課題で、「各学校が見通しをもって入級や就学等指導・支援に当てる必要がある」と記載しているが、その委員会の開催回数が少ない方が問題の解消となると読み取れるが、いかがか。
教育長	教育支援委員会の開催について、基本的な考え方の説明を願う。
事務局	教育支援委員会の開催については、定期的な開催と、年度途中に、特別支援学級へ入級するかどうかなどを検討する不定期な開催があり、可能な限り年度途中で入級の手続きをすることのないように指導している。 ただし、児童生徒の状況に合わせて、教育支援委員会を開催しないといけない。 課題では、入級や就学支援の見通しをもって教育支援委員会を開催するよう整理していきたいという意味で記載している。
委員	教育支援委員会は、事案があれば開くのか。

事務局	事案がないので開催しないというものではない。 定期的な開催の例として、小中学校卒業後の進路を決定する際に、児童生徒1人1人に対して、必ず教育支援委員会の見解を示すこととなっている。
教育長	教育支援委員会の開催は、前年度に次の入学や進学に備えて必ず行う。 また、通常の学級から特別支援学級へ入級するかどうかは、児童生徒の状況を見て開催する。 ただし、昨年度はコロナの影響で変則的な開催になっている。
委員	コロナが大きな原因なのか。
事務局	定期的な開催は12月や年度当初である。 コロナにより体験入級が年度途中や学期途中になってしまったことは異例であった。
委員	総評に「学校行事や教育相談、子育て世代への助成など多様な取組を知らないという市民が多い」とあるが、現状はどうか。 また、積極的な周知方法として、今後どのようなことを考えているのか。
事務局	学校行事については、各学校の学校だよりを各自治会で回覧している。コロナ禍で回覧をやめてほしいというところや回覧ができないところには、区事務所に学校だよりを配架している。 教育相談については、市の広報誌において定期的に掲載しており、くらしの案内にも掲載している。 子育て世代への助成は、教育委員会では、就学援助を実施している。 コロナの影響により、昨年度と同様、受付期間を2か月延長し、4月当初の認定を遅らせた。その周知方法は、全ての児童生徒に保護者宛ての文書を持ち帰ってもらい、保護者に周知した。 今後の積極的な周知については、市のホームページ、学校のホームページ、お便りや保護者連絡網のメールなども活用しながら、可能な限り努めていきたい。
委員	総評で「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」となっているが、コミュニティ・スクールと学校運営協議会の言葉の概念がイコールにならない。 協議会というのは、問題解決の場などのイメージがあるが、コミュニティ・スクールにおいてはそれとは違うと考える。

事務局	これまでは学校運営方針に基づいて学校運営を行っており、各学校に設置している学校評議員の会議で、学校評議員が学校運営方針などについて意見を述べることができる。 一方、学校運営協議会では、構成員のほとんどが地域の方で構成され、一定の権限を持って学校運営に参画していく。 例えば、学校側が地域の方に対して、学校行事を手伝ってほしいというような関わりではなく、地域の方が育てたい子ども像をもって、学校運営に参画する対等な立場であり、校長の学校運営方針を承認する権限を有している。
教育長	学校運営協議会を置く学校がコミュニティ・スクールということである。 今までは、学校が考える育てたい子ども像や目指す子ども像を教育課程に組み入れ、学校運営をしていた。しかし、これからは地域社会と学校が一緒になり、教育課程の編成にあたり、育てたい子どもの像を共有し、育てていくということである。
委員	現在、本市には地域学校協働本部が設置されているが、これが将来的に学校運営協議会に発展していくのか。 また、地域学校協働本部を組織している地域と学校のパイプ役をしている方はどのような方なのか。
事務局	地域学校協働本部と学校運営協議会は役割が異なり、並存するものであるが、府内の市町村では、地域学校協働本部の方が学校運営協議会の構成員と兼ねているところもあれば、そうでないところもある。
事務局	地域学校協働本部の構成員は、自治会、民生委員やPTAの経験があるなどの地域の方で、地域の方が学校運営に協力していただき、様々な行事や活動を進めている状況である。
教育長	議案第14号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について」の採決を行う。 (全員挙手)
教育長	全員挙手により、議案第14号は承認された。 次に、「向日市議会令和3年第3回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について」の報告を願う。

事務局	— 向日市議会令和３年第３回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について — (資料に沿って概要を説明) 【質疑等】
委員	９月中に実施予定とされている合同点検は実施されたのか。 また、その結果も分かれば教えていただきたい。
事務局	９月１６日、１７日の２日間、学校から意見があった箇所や、八街市の事故を受けて市民から意見をいただいた箇所などをリストアップし、点検を行った。 修繕などの対策ができる箇所や、ソフト面での対応しかできない箇所があったが、道路管理者や市教育委員会でそれぞれ所管を決め、対策をするようにしている。また、整ったら報告させていただく。
委員	第４向陽小学校において通学区域の弾力化制度一時停止することにより、第６向陽小学校に通学する子どもの数が変わると思う。そのことを想定して、現在点検をしているのか。
事務局	その子どもがどのような登校班で、どの通学路を使うのかが定かではないので、現時点では、要望のあった箇所を点検している。 令和５年度から弾力化制度一時停止することとなるので、次回の点検では、この観点を取り入れて実施する予定としている。
委員	府内のフリースクールが６箇所あるということであるが、現在の本市の児童生徒の利用状況はどうか。
事務局	府認定のフリースクールは、昨年度末までに２名の児童生徒が利用していた。卒業と同時に退所をしている状況である。 なお、府が認定していないフリースクールも複数あり、そのフリースクールに通っている児童生徒は若干名いる。
委員	現在、ワクチン接種における差別が問題となっているが、教職員はそのことに配慮しながら児童生徒の対応をしているのか。 特に小学生の場合は、親や教職員などの人との関わりが濃厚となるので、教職員は、人権的な配慮として、ワクチン接種をどのように捉え、どのように児童生徒と接するのかをしっかりと学んでいるのか。

事務局	府教育委員会から、児童生徒がワクチン接種するにあたり、正しい知識を得た上で接種の判断するように指導することという事務連絡があった。 現在、府教育委員会に対し、どのように指導をするのかを確認しているところである。 また、その事務連絡には、ワクチン接種をした児童生徒を確認することがないようにとあり、また、どのような副反応があるのか、ワクチン接種をすればどのような効果があるのかなどの正しい情報を与えることが大事だと考えている。
委員	ワクチン接種などについて様々な考え方の人がいてもいいと思う。 最も大切にしないといけないのは、児童生徒の気持ちを大切に、児童生徒同士がぎくしゃくした時に、教職員が適切に対応できる力をつけているかが、この人権問題を解決していく上で大切だと考える。 そのように考えると、そこに携わる教職員には、特に配慮が必要で、折に触れて、様々な考えがあるという学びの機会をしっかりと作っていくことが必要であると思う。
委員	コロナのみに焦点を当てるのではなく、例えば、人が社会で生きるということはどういったことなのか、自分自身が一人の社会人としてどう生きるべきなのかを考えることができる学校教育の場になるといい。
事務局	コロナに特化するべきではなく、これまでからの倫理教育や道徳教育で、今後一層進めないといけないと考える。
委員	他の自治体で、タブレット端末を使いたいじめの事象があり、その中で、学校でのずさんなパスワード管理の問題が出てきたが、本市において、学校でのパスワードの管理状況はどのようになっているのか。 また、その事件に関して、保護者から何か意見などはあったのか。
事務局	パスワード管理について、基本的に児童生徒には自分のパスワードを他の人には教えないようにと指導し、また、家庭にもお知らせをしている。 その事件を受けて、現在のところ、パスワードの変更はしていない。 また、保護者からの意見も特にない。
委員	ハード面において、今年度、全児童生徒に端末を配布したと思うが、端末は5、6年経つとほとんど使い物にならないと思う。今後の端末更新のスケジュールはどうなるのか。 また、一斉に更新をするのか、あるいは、1年ごとに順次更新をする予定なのか

事務局	通常、タブレット端末のような電子機器の耐用年数は５、６年で、５年後を見据えて準備をしないといけないと思うが、国からの方針が示されていない。これからは自分で端末を準備しないといけない時代が来るかもしれない。 今回は国庫補助を活用し整備をしたが、今後どうしていくかはまだ検討段階に至っていない。
教育長	京都府立高校では、次年度から自費購入すると聞いている。
委員	インターネット環境が整っていない家庭へのモバイルルーターの貸出について、その貸出しするモバイルルーターを児童生徒が持って帰るのか、あるいは、親が取りに来るのか。
事務局	まだ貸出の事例はないが、貸出を希望する場合は、学校に申請書を提出していただく。申請後、教育委員会から貸出の可否を通知し、さらに学校と教育委員会が、貸与期間やデータ量などを決定し、保護者宛てに貸出の決定通知をする。 モバイルルーターは保護者が教育委員会に取りに来ていただくことが原則と考えているが、コロナで自宅待機を余儀なくされた場合などは柔軟に対応したい。
教育長	次に、「通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する取扱い要領の一部改正について（報告）」の報告を願う。
事務局	一通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する取扱い要領の一部改正について（報告）― 本件は、８月１８日に開催した第９回教育委員会において、向日市立第４向陽小学校における今後の児童生徒数の増加を考慮し、令和５年度就学から当分の間、通学区域の弾力化制度を一時停止についての議決いただいたところであるが、その実施にあたり、取扱い要領の一部改正を行った。 改正の内容は、「２」にただし書きとして、令和５年度就学から当分の間、兄弟が在学している場合を除き、第４向陽小学校を希望する取扱いを停止することを加えたものである。 施行日は、令和３年１０月１日からとしている。 【質疑等】
教育長	８月１８日開催の第９回教育委員会で、第４向陽小学校における通学区域の弾力化制度一時停止についての議決はされており、その根拠となる要

	領の一部改正をするものである。 この要領は、向日市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則第7条第1項を根拠に定めており、この間、全小中学校に適用するということである。 今後の対応を説明いただきたい。
事務局	取扱い要領が改正できたので、議会への報告及びホームページなどで周知をする。また、令和5年度就学の未就学児がいる家庭には郵送でのお知らせを考えている。
教育長	次に、「向日市中学生会大会（第17回向日市中学生会弁論大会及び第18回向日市中学生会英語スピーチ大会）について（報告）」の報告を願う。
事務局	― 向日市中学生会大会（第17回向日市中学生会弁論大会及び第18回向日市中学生会英語スピーチ大会）について（報告） ― コロナ禍ではあるが、実施に向けて、第17回向日市中学生会弁論大会及び第18回向日市中学生会英語スピーチ大会の計画している。 日時について、弁論大会は令和3年11月13日（土）午前10時30分から12時まで、英語スピーチ大会は同日午後1時30分から3時までの予定としている。 場所は、イオンモール京都桂川3階イオンホールで、参加者は、向日市立中学校生徒各校3名（学年は問わない）の計9名としている。 なお、会場への入場者制限については、家族2名までと考えているところである。 【質疑等】
委員	弁論大会と英語スピーチ大会の両方を参加しても構わないのか。
事務局	各中学校には、可能な限り、多くの生徒に出場の機会を与えたいと伝えられているが、やむを得ない場合は、両方の大会に参加しても構わないとしている。
教育長	閉会宣言

令和３年第１０回教育委員会

令和３年９月２８日（火）

午前１０時００分から

向日市役所 第１０会議室

１ 開 会

２ 会議録の承認について

３ 議 案

議案第１４号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する
報告書について

委員会諸報告

- ・向日市議会令和３年第３回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会
質疑について
- ・通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する取扱い要領の一部改正について
（報告）
- ・向日市中学生大会（第１７回向日市中学生弁論大会及び第１８回向日市中学生
英語スピーチ大会）について（報告）

４ 閉 会

向日市教育委員会議案第14号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について

上記のことについて、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第12号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和3年9月28日提出

向日市教育委員会
教育長 永 野 憲 男

案

**令和3年度
教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価に関する報告書**

(令和2年度事業)

令和3年 月

向日市教育委員会

目 次

I	はじめに	1
II	教育委員会の活動状況	2
III	事業評価シート（令和2年度事業）	8
	（事務事業番号）	
1	「質の高い学力」をはぐくむ教育の推進	9
2	豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進	13
3	たくましく健やかな身体をはぐくむ教育の推進	17
4	家庭・地域社会との連携による特色ある 学校づくり	20
5	安心・安全な教育環境の充実	23
6	学校の教育力の向上	28
7	生涯学習環境の充実	30
8	家庭・地域社会の教育力の向上	39
9	安心して産み育てる体制づくり	42
10	スポーツの振興	45
11	多様性を認め合う社会の実現	48
12	歴史・文化資源の整備と活用	50
IV	外部評価委員の総評	56

I はじめに

1 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされております。

また、点検及び評価を行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとしてされております。

このため、本市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに市民の皆様への説明責任を果たすため、事務事業の実績について取りまとめ、成果や課題について検証しました。

また、学識経験者である市教育委員会外部評価委員の方のご協力を得て、様々な意見・助言等をいただきましたので、その結果を報告します。

2 点検・評価の対象及び方法

教育基本法第17条第2項に基づく、本市における「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置づけている「第2次ふるさと向日市創生計画」で定める重点施策や取組事業を踏まえ、主要な12施策44事業を外部評価対象事業とし、委員の方から施策ごとに様々な意見・助言等をいただきました。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、小中学校の一斉臨時休業及び社会教育施設の臨時休館とともに、各種事業の中止や縮小を余儀なくされ、例年とは著しく異なる事務・事業の執行状況となりました。

(1) 点検・評価委員

氏 名	役職等
前坂 あや子	元高知県教育委員会事務局就職アドバイザー
松宮 功	元大阪国際大学短期大学部教授

(2) 点検・評価会議開催状況

第1回点検・評価会議（令和3年7月14日開催）

第2回点検・評価会議（令和3年7月26日開催）

第3回点検・評価会議（令和3年9月9日開催）

Ⅱ 教育委員会の活動状況（令和２年度）

１ 教育委員会構成員

役 職	氏 名	就 任 日	任 期 満 了 日
教育長	永野 憲男	平成27年7月1日	令和3年6月30日
教育長 職務代理者	白幡 節子	平成17年12月10日	令和3年12月9日
委 員	松本 克彦	平成20年10月1日	令和6年9月30日
委 員	流石 智子	平成27年10月1日	令和5年9月30日
委 員	中野 緑	平成30年10月1日	令和4年9月30日

（１）教育長の異動

なし

（２）委員の異動

令和２年９月３０日で松本委員が任期満了となり、１０月１日付けで再任された。

2 教育委員会の開催状況 16回

回	開催日	時 間	付議案件等
令和2年 第6回	4月28日(火)	午前10時00分～ 10時25分	(報告事項) ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置について
第7回	5月14日(木)	午前10時00分～ 11時25分	(議案第8号) 臨時代理について(令和2年度向日市一般会計補正予算) (議案第9号) 向日市議会令和2年第2回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について ・向日市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ・令和元年度向日市一般会計補正予算について ・令和2年度向日市一般会計補正予算について (報告事項) ・令和2年度向日市放課後児童クラブ入会児童数について ・令和元年度いじめ調査の概要について ・令和元年度不登校の状況について ・学校教育活動の段階的再開について
第8回	6月2日(火)	午前10時00分～ 10時40分	(議案第10号) 向日市議会令和2年第2回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について ・令和2年度向日市一般会計補正予算について
第9回	6月23日(火)	午前10時30分～ 11時45分	(議案第11号) 向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について (議案第12号) 人事に関することについて (報告事項) ・向日市議会令和2年第2回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について ・学校再開に向けたアンケートについて
第10回	7月16日(木)	午前9時30分～ 10時50分	(議案第13号) 向日市議会令和2年第1回臨時会の議決を経るべき案件に対する意見について ・令和2年度向日市一般会計補正予算について (報告事項) ・向日市立小中学校ハラスメントの防止に関する要綱の全部改正(案)について ・新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業中の検証について

回	開催日	時 間	付議案件等
第11回	8月18日(火)	午前10時00分～ 11時15分	(議案第14号) 向日市議会令和2年第3回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について ・令和2年度向日市一般会計補正予算について ・令和元年度向日市一般会計決算について (報告事項) ・向日市議会令和2年第1回臨時会総務文教常任委員会質疑について ・令和2年度向日市立小中学校トイレ改修工事について ・家庭におけるインターネット等の状況について(報告)
第12回	8月31日(月)	午前10時00分～ 10時55分	(議案第15号) 令和3年度に使用する小中学校教科用図書の採択について (議案第16号) 令和3年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について
第13回	9月29日(火)	午前10時00分～ 12時00分	(議案第17号) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について (報告事項) ・向日市議会令和2年第3回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について ・向日市立小中学校ICT環境整備状況について(報告) ・中学校卒業生に係る事案について
第14回	10月29日(木)	午後2時00分～ 3時00分	(議案第18号) 向日市教育委員会事務局組織規則及び向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について (議案第19号) いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について (報告事項) ・学校施設の状況について ・中学校給食に関するアンケートについて(報告) ・令和2年度向日市立小中学校における体育大会の実施状況について(報告)
第15回	11月16日(月)	午前10時00分～ 10時55分	(議案第20号) 向日市議会令和2年第4回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について ・令和2年度向日市一般会計補正予算について ・財産(向日市立小中学校学習用タブレット端末)の取得について (報告事項) ・向日市スポーツ推進計画の策定について ・向日市立小中学校の修学旅行等宿泊を伴う学校行事の実施状況について

回	開催日	時 間	付議案件等
第16回	12月25日(金)	午前10時00分～ 11時35分	(報告事項) ・向日市議会令和2年第4回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について ・令和3年度通学区域の弾力化制度実施結果について(報告) ・中学校給食における異物混入について(報告) ・令和3年度向日市の教育(指導の重点)の改訂について ・第19回小中学生読書感想文コンクールについて(報告)
令和3年第1回	1月26日(火)	午前10時00分～ 10時20分	(議案第1号) 令和3年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について(変更分) (報告事項) ・学校施設の状況について ・令和3年度向日市の教育(指導の重点)の改訂について
第2回	2月9日(火)	午前10時00分～ 11時20分	(議案第2号) 向日市議会令和3年第1回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について ・令和2年度向日市一般会計補正予算について ・令和3年度向日市一般会計予算について ・向日市民体育館の指定管理者の指定について (報告事項) ・令和3年度向日市の教育について ・令和2年度第2回いじめ調査の概要について
第3回	2月25日(木)	午後4時00分～ 4時55分	(議案第3号) 向日市スポーツ推進計画について (議案第4号) 令和3年度向日市の教育について (議案第5号) 人事案件について
第4回	3月22日(月)	午前11時00分～ 11時35分	(議案第6号) 向日市社会教育委員の委嘱について (議案第7号) 人事に関することについて (報告事項) ・学校施設の状況について
第5回	3月30日(火)	午前9時30分～ 10時35分	(議案第8号) 向日市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則について (報告事項) ・向日市議会令和3年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について ・第2向陽小学校の校舎の状況について

3 教育委員会委員の主な活動（教育長のみが出席したものを除く）

（1）教育委員会関係行事への参加

○成人式

（2）新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった教育委員会関係行事 及び規模縮小より不参加となった活動

○小中学校入学式

○小中学校訪問

○小中学校体育大会

○中学生弁論大会

○小学生夏休み作品展

○中学生美術展・書道展

○小学校陸上運動交歓記録会

○小中学校公開授業、研究発表会

○中学生英語スピーチ大会

○乙訓地方小学生駅伝大会

○京都府立向陽高等学校入学式・卒業式

○京都西山高等学校入学式 ほか

（3）研修・協議会等

○乙訓教育委員会連合会定期総会（書面）

○京都府市町村教育委員会連合会定期総会（書面）

○乙訓地区小中学校使用教科用図書採択協議会

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった研修会

○京都府市町村教育委員会連合会研修会

○乙訓教育委員会連合会教育委員研修会

○京都府内市町（組合）教育委員会研修会

○近畿市町村教育委員会研修大会

4 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため小中学校等臨時休業及び施設貸出中止 期間（令和元年度分含む）

○小学校 令和2年3月3日（火）～3月24日（火）・

4月10日（金）～5月31日（日）臨時休業

○中学校 令和2年3月3日（火）～3月24日（火）・

4月11日（土）～5月31日（日）臨時休業

○図書館 令和2年3月5日（木）～3月24日（火）・

4月23日（木）～5月24日（日）臨時休館

○文化資料館 令和2年4月10日（金）～5月18日（月）臨時休館

- 天文館 令和2年4月10日（金）～5月19日（火）臨時休館
- 地区公民館 令和2年4月10日（金）～5月31日（日）会議室貸館中止
- 文化財調査事務所（史跡長岡宮跡朝堂院公園案内所）
令和2年4月10日（金）～5月18日（月）臨時休業
- 学校開放
 - ・小学校 グラウンド 令和2年3月3日（火）～7月14日（火）・
令和3年1月14日（木）～3月1日（月）貸出中止
 - ・小中学校 体育館 令和2年3月3日（火）～8月18日（火）・
令和3年1月14日（木）～3月1日（月）貸出中止
 - ・向日町競輪場 令和2年2月28日（火）～8月18日（火）貸出中止
- 市民体育館
 - ・体育室、会議室 令和2年4月10日（金）～6月4日（木）貸出中止
 - ・トレーニング室 令和2年3月4日（水）～6月15日（月）利用中止

Ⅲ 事業評価シート（令和２年度事業）

施策番号	1
施策名	「質の高い学力」をはぐくむ教育の推進

施策の目指す姿

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した「質の高い学力」を育成するため、指導方法・指導体制を工夫・改善し、個に応じた指導の充実に努める。

施策の方向性

- ① 学習指導の充実
- ② 特別支援教育の充実
- ③ キャリア教育の充実
- ④ 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実
- ⑤ 校種間連携の強化

事業名	研究指定	施策の方向性	①
事業概要 実 績	○各学校は、京都府教育委員会や京都府乙訓教育局、本市教育委員会の研究指定を受け、児童生徒の実情に応じて実践的に授業改善や学習環境の整備等を行い、学力向上に取り組んだ。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、公開授業は中止した。 ○京都府教育委員会指定「未来の担い手育成プログラム研究校」・向日市教育委員会指定（2／3）※指定期間3年中2年目を示す。以下同じ。 ・寺戸中学校 「仲間とつながり、目標に向けて支え合いながら取り組める 生徒集団の育成」 ○京都府教育委員会指定「リーディングスキルテストを活用した論理的思考力の育成推進校」・向日市教育委員会指定（2／2） ・西ノ岡中学校 「生徒の良さを引き出す・集団の良さを生かす学校づくり」 ～読解力を高める授業と学級集団の向上を目指した学級経営の在り方～ ○京都府乙訓教育局指定「OASIS 校」・向日市教育委員会指定（1／1） ・第2 向陽小学校 もっと楽しい算数の授業 ～みんなでチャレンジ できた！わかった！やってみたい！～ ・第3 向陽小学校 「わかる！」「できる！」「つながる！」必然性のある学びの創造 ～「学び手の視点にたった授業改善」・「基礎・基本の定着」・ 「家庭や地域との連携」～		

	・第4向陽小学校 「相手意識を持ったコミュニケーション能力の育成」 ～「相手」と「自分」を意識した外国語活動～
担当課	学校教育課

事業名	学力テストの実施	施策の方向性	①
事業概要 実 績	○以下の各種学力診断テストは、一斉臨時休業により中止された。 (向日市) 標準化された学力テスト (CRT) 国語、算数・数学、理科、社会、英語 小学校4年生～中学校3年生 (京都府) 学力診断テスト 小学校4年生、中学校1年生、2年生 (文科省) 全国学力・学習状況調査 小学校6年生、中学校3年生		
担当課	学校教育課		

事業名	特別支援教育の充実	施策の方向性	②
事業概要 実 績	○向日市教育支援委員会において、小中学校に在籍又は就学予定の幼児、児童生徒について、障がい等に配慮した適切な就学について協議し、相談及び指導を行った。 相談件数 111件 (就学前42件、小学校45件、中学校24件) ○各校の状況に応じ、特別支援教育支援員を配置し、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対する支援を行った。 全小中学校に配置 小学校33人、中学校7人 ○特別支援教育就学奨励費を支給し、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図った。 給付内訳 (給付対象人数：小学校70人、中学校18人) 学用品等購入費 (小学校70人、中学校18人) 給食費 (小学校70人、中学校17人) 校外活動費 (宿泊あり・宿泊なし) (小学校10人・70人、中学校0人・18人) 修学旅行費 (小学校12人、中学校6人) 新入学児童生徒学用品費等 (小学校12人、中学校8人)		
担当課	学校教育課		

事業名	職場体験	施策の方向性	③
事業概要 実 績	○例年、望ましい職業観や勤労観等を身につけさせるため、市の「総合的な学習」補助金や府教育委員会補助事業「KYO 仕事・文化体験活動推進事業」等を活用し、介護や農作業等の体験活動や地域社会における職場体験を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。		
担当課	学校教育課		

事業名	現代的課題への関心	施策の方向性	④
事業概要 実 績	○生命のがん教育推進プロジェクト事業（京都府健康福祉部） 新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。		
担当課	学校教育課		

事業名	校種間連携の充実	施策の方向性	⑤
事業概要 実 績	○児童生徒間の交流は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。 ○教職員対象の研修は、勝山中学校ブロックのみ実施した。 ・児童生徒 - 部活動体験（見学） 中止 - 中学校の授業体験 中止 - 中学校の体育大会見学 中止 ・教職員 - 合同研修会（学力分析、生徒指導など） - 合同授業研究会（公開授業の参観、事後研究など） - 勝山ブロック 実施 （向陽小教員及び5 向小教員が、勝山中へ約70人） 令和2年11月12日（木）公開授業及び事後研修会 - 西ノ岡ブロック 中止 - 寺戸ブロック 中止 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校教員と、保育所職員及び幼稚園教員との懇談のみ実施し、その他の交流行事は中止した。 ・幼児児童の交流行事 中止 小学校1年と年長との遊び、小学校での発表や授業体験、小学校の体育大会へ年長を招待、児童が保育園や幼稚園を訪問 ・教職員（全小学校） - 保幼小交流会 担当者による懇談のみ実施 - 合同研修会（京都府乙訓教育局主催事業） 中止 - 幼児教育、保育の一日体験（初任者教員対象） 中止		
担当課	学校教育課		

施策の成果と課題	
【成果】 ○多くの学校で授業公開等が実施できなかったため成果の普及は難しかったが、各学校において、児童生徒の実態や状況に合わせて設定した研究テーマをもとに効果的な指導方法や指導体制を工夫し、学力の向上と個性を伸ばす教育について研究を進めた。とりわけ、小学校においては、新学習指導要領全面実施を踏まえた指導と評価について実践的に研究を進めた。	

○教育支援委員会では、幼児児童生徒の状況を的確に判断するため、学校や保育所（園）、幼稚園、療育等の関係機関と連携しながら、可能な限り本人参観や保護者懇談を重ね、本人や保護者の意向を尊重した相談を重視した。さらに、幼児児童生徒一人一人に応じた就学先について審議し、適切な進学先を総合的に判断し、保護者に伝える役割を果たすことができた。また、各学校では、特別支援教育支援員による児童生徒への支援の充実が図られた。

○勝山中学校ブロックにおいては、校区の小中学校教員が一堂に会する合同研修会を実施するなど、各校の学力実態や学力向上の取り組み等について交流した。とりわけ新学習指導要領の全面実施を踏まえた授業改善の在り方について共通理解を図ることができた。

【課題】

○教育支援委員会への相談件数が増加する中、委員会を開催する回数も年々増えている。相談が上がってくる時期や件数が集中すると、短期間に複数回委員会を開催することもあるため、各学校が見通しをもって入級や就学等指導・支援に当たる必要がある。

○幼児児童生徒一人一人に応じた継続した教育的支援の充実を目指して、療育等の関係機関と協力して進めてきた「移行支援シート」の活用について、小学校での活用が定着し、中学校への活用も進められた。今後も一貫した支援につながるよう、さらに活用を進めていく必要がある。

○コロナ禍における様々な体験活動や中学校の職場体験では、新しい生活様式における体験の在り方を検討するとともに、体験することが目的にならないよう、各学校において体験活動前後の学習について特別の教科道德等で計画的に進めるなど、指導内容を充実させ、児童生徒に望ましい職業観や勤労観を育成する必要がある。

○校種間連携では、学力向上に向け、とりわけ新学習指導要領の着実な実施、また、G I G Aスクール構想の実現に向けた授業改善の在り方について交流するとともに、9年間で身に付けさせたい力を共有する協議が必要である。また、個々の不登校児童生徒の状況や手立てについて情報連携を継続させる必要がある。

外部評価委員評価及び意見等

○新型コロナウイルス感染症の影響で例年になく対応をせざるを得なくなったが、学校行事や教職員研修などに教職員が検討を重ね一体となって取り組むことで、指導力の向上につながることができたと評価できる。

○教育委員会としては、小中学校を一斉臨時休業したことで、見えてきた課題を検証し、学校と一層連携を図り事業や行事の見直しを行い、教育の充実に努めてほしい。

施策番号	2
施策名	豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進

施策の目指す姿 学習指導要領に規定された公共の精神、伝統や文化の尊重などを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動を充実させるとともに、家庭、地域社会と一体となって、人間として、また社会の一員として主体的に生きるための基本となる資質や能力である豊かな人間性や社会性の育成を図る。
施策の方向性 ① 道徳教育の充実 ② 人権教育の推進 ③ 生徒指導の充実 ④ 芸術・文化活動の充実

事業名	「特別の教科 道徳」実践交流	施策の方向性	①
事業概要 実 績	○新型コロナウイルス感染症の影響により、小中学校の教員が一堂に会する研究授業は中止したが、新学習指導要領の全面実施を踏まえ、児童生徒の心に響き、道徳的価値の自覚を促す指導方法及び評価方法について各学校において研修を実施した。		
担当課	学校教育課		

事業名	人権教育	施策の方向性	②
事業概要 実 績	○あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚につながる取組を行った。加えて、新型コロナウイルス感染者への差別や偏見防止に向け指導を行った。 ・人権教育の授業時数 小学校 15. 5時間（小1～小6における各学年の年間授業時間の平均） 中学校 14. 8時間（中1～中3における各学年の年間授業時間の平均） ・教職員研修 各小中学校で実施（同和問題、障がい児者理解教育、L G B T理解教育、身の回りの差別、新型コロナウイルス感染者への人権問題等） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した事業 ・参観、公開授業 ・向日市教職員研修会		
担当課	学校教育課		

事業名	教育相談等	施策の方向性	③
事業概要 実績	○適応指導教室の充実 市内の不登校の児童生徒を対象に、主体性や人間関係の改善等を図る指導や相談を行うことにより、学校への復帰や社会的自立に向けた支援を行う適応指導教室「ひまわり広場」の開設日を増加し、対応を充実させた。 190日開設（週5日間、令和元年7月から週3日間開室を5日間に増加） 指導員10人（各開設日2人） 登録児童生徒18人（小学校8人、中学校10人） 平均で3.5人／日通室 ○教育相談事業の実施 来所による相談、電話による相談、学校への巡回相談を実施した。とりわけ来所相談はニーズが高く、1人の臨床心理士が週2回、児童生徒やその保護者等の相談に応じた。 （各相談件数） ・来所教育相談件数（市役所）延べ310件 ・電話教育相談件数 延べ64件 ・学校への巡回教育相談（全小中学校） 延べ279件 ○心の相談サポーター事業 不登校の未然防止や早期解決を図るため、登校できるが教室には入りにくい不登校傾向の児童生徒を対象に、学習支援や教育相談等を行い、児童生徒の悩みや不安、ストレス等の解消を図り、心にゆとりを持てるような環境を提供した。 臨床心理学を学ぶ大学院生 18人 配置校 小学校5校、中学校2校 （各校週1日～4日） 対応件数 延べ1,027件		
担当課	学校教育課		

事業名	子ども未来づくり支援事業（体験活動）	施策の方向性	④
事業概要 実績	○児童生徒の体験活動 新型コロナウイルス感染症の影響により、各学校が教育課程を再編成する必要があり、2学期後半から体験活動を実施した。 各学校においては、それぞれの学校の実態や地域の特色を踏まえ、伝統や文化についての児童生徒の体験的な学習や、知的好奇心を育む学習などを実施した。 （目的別体験活動件数） ・学力向上（教科や領域など） 9件（小学校7件、中学校2件） ・体験活動（農業、栽培など） 1件（小学校1件、中学校0件） ・伝統文化（友禅染、しめ縄など） 6件（小学校4件、中学校2件） ・健康安全（防煙、ネットモラルなど） 1件（小学校1件、中学校0件） ※シリーズとして複数回実施している場合も、1件としている		
担当課	学校教育課		

施策の成果と課題

【成果】

○「特別の教科 道徳」について、各学校の研修会で新学習指導要領に沿った指導と評価について研究を進めた。

○全小中学校において人権学習を実施し、人権尊重の意識の高揚を図った。また、新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する病気であること、感染者への差別や誹謗中傷は許されないこと、思いやりを持つことの大切さなどについても取り上げて、感染者への差別や偏見防止に向けた指導を行った。加えて、若手教員が増える中、各小中学校で同和問題についての教職員研修を実施し、同和問題学習を進めるための教員の資質能力の向上を図った。

○適応指導教室においては、増加した開設日に対応できるよう、臨床心理士を養成する大学と交渉を重ね、人材を確保することができた。また、複数の指導員を確保することで、通室する児童生徒に対して個に応じた丁寧な支援を実施することができた。

【課題】

○「特別の教科 道徳」の教科化の背景や指導・評価について今後も研修を深め、適切な評価を行うとともに、児童生徒や保護者への説明に努める必要がある。

○若手教員が増加する中、京都府教育委員会から、とりわけ同和問題に係る知識量が不足しているなどの課題が指摘されており、若手教員が自信を持って同和問題学習を指導することができるよう、市及び各校の研修の在り方について改善する必要がある。

○各学校においては、不登校に係る児童生徒一人一人のアセスメントにもとづいた支援を進めるため、外部との連携を図りながら組織的に対応していく必要がある。特に小学校における不登校児童が増加しているため、下学年での出席状況等詳細な情報を校内で共有するとともに進学先中学校にも丁寧に引き継ぐ必要がある。

また、教育委員会においては、適応指導教室等の支援体制を整備の上、各学校と連携を密にし、さらに児童生徒を支援するとともに、児童生徒の学びの機会を広げるため、京都府認定フリースクールや、近隣のフリースクールなどの調査を進め、連携を図れるようにネットワークを強化していく必要がある。

○心の相談サポーター、適応指導教室の指導員等に臨床心理を学ぶ大学院生を配置しているが、所属している大学の都合もあり人材確保が難しくなっている。学校のニーズも高いため、関係の大学へ早期に連絡をして人材確保に努める必要がある。

外部評価委員評価及び意見等

○新型コロナウイルス感染者への人権問題について、感染者への差別や偏見防止に向けた指導を行い、子どもたちの人権意識を高めることができたことは、大変評価できる。

○教育相談事業については、相談内容が多様化しているので、今後も継続して支援体制の充実を図ってほしい。

○適応指導教室については、感染症対策をしながら週 5 日間、延べ 1 9 0 日開設できたことから、今後も児童生徒の状況に沿った、よりきめ細やかな対応の充実を図ってほしい。

○不登校の問題について、京都府認定等フリースクールとの連携及び民生委員等の地域の方の協力等も視野に入れて、ネットワークの構築をさらに進めてほしい。

施策番号	3
施策名	たくましく健やかな身体をはぐくむ教育の推進

施策の目指す姿 明るく生きがいのある生活を営むために、生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てるとともに、現代的な健康課題への理解を深め、健やかな身体の育成を図る。
施策の方向性 ① 体力・運動能力の向上 ② 健やかな身体の育成 ③ 食育の推進

事業名	新体力テストの実施	施策の方向性	①
事業概要 実 績	○新型コロナウイルス感染症の影響により中止された。		
担当課	学校教育課		

事業名	健康に関する授業	施策の方向性	②
事業概要 実 績	○小中学校7校で薬物乱用防止教室を実施した。2校は新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。 向陽小5・6年生（2月）中止 2向小6年生（3月）、3向小6年生（12月）、4向小6年生（7月） 5向小6年生（8月）、6向小6年生（7月） 勝山中2・3年生（11月）、 西ノ岡中全学年（11月）中止 寺戸中3年生（9月）		
担当課	学校教育課		

事業名	食育・学校給食運営	施策の方向性	③
事業概要 実 績	○小学校では、農作物栽培をし、給食等で活用した。 ・農作物例 1・2年生（さつまいも、ミニトマト、オクラ） 3・4年生（へちま、ゴーヤ） 5・6年生（かぼちゃ、米、じゃがいも） 特別支援学級（トマト、きゅうり、なす、大根、えだまめ） ・給食等の活用例 大根、さつまいも、米 ○全小中学校において、給食を教材とした食育の推進を図った。 ○小学校給食実施児童数 2, 949人（令和2年5月1日現在） 米飯給食週4回実施。		

	食器洗浄機、食器消毒保管庫、給湯器、包丁まな板殺菌庫等、給食備品の更新により、給食室衛生管理の徹底を図った。 給食室害虫駆除、栄養教諭等保菌検査、食材検査、専門家による研修等を実施し、衛生管理の徹底を図った。 ○中学校給食実施生徒数 1, 462人（令和2年5月1日現在） 米飯給食週5回実施。 ○移動シンク、移動台等、給食備品の充実を図った。 ○栄養士等給食関係者従事者の保菌検査、専門家による研修等を実施し、衛生管理の徹底を図った。 ○食物アレルギーを有する児童生徒へ医学的根拠に基づいた適切な対応ができた。 食物アレルギー 小学校 218人（有症率7.4%） （そのうち、除去食対応については、84人） 中学校 149人（有症率10.1%） （そのうち、除去食対応については、43人） ○令和2年11月に、学校給食センターにおいて異物（スライサーの刃の欠損部）混入事象が発生したため、当日の給食の提供を中止し、代替品を提供した。本事象について保健所から指導を受け、調査した結果、回収した残渣の中から異物が発見された。
担当課	学校教育課

施策の成果と課題	
【成果】 ○向陽小学校と西ノ岡中学校を除くすべての小中学校において、薬物乱用防止教室及び非行防止教室等を開催し、発達段階に応じた薬物に対する正しい知識と対処について理解を深めることができた。 ○全小学校で、安心・安全で魅力ある給食を提供することができた。 ○全小学校で、栽培活動と食育を関連させて学習指導を実施することができた。 ○施設の改善や備品の更新などを行い、給食室の衛生環境の維持向上を図ることができた。 【課題】 ○児童生徒の体力向上に向けて、単なるトレーニングを行うのではなく、授業や休み時間、部活動等を通じて様々な運動を経験させ体力の向上を図る必要がある。	

○各校とも年間計画作成時から、夏季休業前に薬物乱用防止教室を実施することを、学校全体組織としての取組として意識し、薬物に対する正しい知識の習得と非行防止に向けた取組を実施する必要がある。

○学校給食センターにおける異物混入事象について、生徒や教職員に健康被害はなかったが、喫食すると健康を害する恐れが高かったため、今後は機器使用方法を改めて研修するとともに、調理過程の各段階における使用機器等の点検を徹底する。また、今後、未然防止等に向けたマニュアルを作成する必要がある。

○特に、中学校において、給食を活用した食育を通じて望ましい生活習慣を身に付けるよう指導を行っていく必要がある。

外部評価委員評価及び意見等

○中学校給食について、平成30年度に向日市学校給食センターが建設されて以来、全ての中学校で給食が混乱なく安定的に実施されていることは、評価できる。今後は、小中学校ともに食育の推進を更に図ってほしい。

○異物混入事象については、機器使用方法の研修や点検を徹底して、未然防止策に努めてほしい。

○体育大会について、児童生徒の接触を避ける工夫や学年ごとの分散開催など、また、保護者の観覧では、入れ替え制や学年指定にするなど、感染症対策を工夫して実施できたことは評価できる。

施策番号	4
施策名	家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくり

施策の目指す姿 保護者や地域社会との連携を促進し、家庭・地域社会と一体となった教育活動の充実を図り、特色ある学校づくりを推進する。
施策の方向性 ① 開かれた学校づくりの推進 ② 学校改善に生かす学校評価の充実

事業名	ふるさと学習	施策の方向性	①
事業概要	○各学校では、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の教科の授業を回復するため、総合的な学習の時間を教科指導に充てることとした。そのため、総合的な学習の時間における指導内容を精選した。 ○小学校では生活科や社会科と関連させ、総合的な学習の時間に取り入れた。 1年生・2年生：「向日市にふれる」町探検（校区の公園や図書館等の見学）を通じた学習 3年生・4年生：「向日市を知る」特産物（なす、たけのこ等）や校区内の特色（お寺・踊り等）についての学習、簡単な歴史についての学習 5年生・6年生：「向日市を学ぶ」インタビューやオリエンテーリング等の体験活動を通して、農作物や歴史・文化等についての学習 ※特徴的な取組 5向小6年生：総合的な学習の時間テーマ「向日市活性化プロジェクト」において、「歴史」「グルメ」など個別テーマを設定し、文化資料館見学や史跡巡りなどのフィールド学習や地元商店への取材活動などを通して地域の方とつながり、学びを深める学習となった。		
実績	○中学校では総合的な学習の時間において学習した。 勝山中 1年生：特産品である「竹」について調べ学習を行い、講師を招聘し竹細工の制作を行った。 西ノ岡中 2年生：「向日市の特色」についての調査・研究を通して、「ふるさと紹介新聞」にまとめた。 寺戸中 2年生：向日市ふるさと検定に向けて向日市の歴史や地理等について学習を行い、過去問題を解く等知識を獲得した。 ○ふるさと学習成果展 児童生徒が地域ならではの特色に関心を高め、ふるさとへの愛着を育むとともに、授業で取り組んだ学習成果（ポスター、リーフレット、古代衣装模型等）を校外に展示し、本市の特色ある教育活動を広く市民に知ってもらい、本市への関心を高める機会とした。		

	日 時 令和2年12月24日～令和3年1月7日 場 所 文化資料館 ラウンジ 参加校 第3向陽小学校、第4向陽小学校、第6向陽小学校、西ノ岡中学校 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した事業 ○向日市ふるさと検定の受検
担当課	学校教育課

事業名	学校評価	施策の方向性	②
事業概要 実 績	○自己評価 各学校は、評価計画に基づき教育活動に係る評価を実施することにより、各取組を改善した。 ・学校、学年、学級、校内分掌担当での評価を実施（年2～3回） ・児童生徒、保護者、学校評議員にアンケート調査を実施（年3～4回） ・評価と調査を基に教育活動を捉え直し、改善策を明確化 ・業務改善の視点を取り入れ実施（7校／9校） ○自己評価の公表 各学校は、各研究内容や授業改善の視点、家庭学習等、自己評価の結果を受けた教育活動の改善の方向性について学校だよりで周知した。		
担当課	学校教育課		

施策の成果と課題
【成果】 ○コロナ禍ではあったが、各学校では地域の方を講師に招いた体験活動等を通して探究的に学習を進め、児童生徒はふるさと向日市について興味関心を高めることができた。また、「ふるさと学習」の成果展を実施し、本市の特色ある教育活動を広く市民に知ってもらい、本市への関心を高める機会となった。 【課題】 ○地域との連携を深め、「ふるさと学習」を一層充実させるため、各学校に地域の情報を積極的に提供する必要がある。 ○「向日市立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和2年4月）に基づき、各学校の状況に応じた業務改善を一層推進させるとともに、京都府教育委員会「教職員の働き方改革実行計画」の評価指標を学校評価と連動させ、自己評価の項目に追加するなど、業務改善の点検・評価を全校で実施する。

外部評価委員評価及び意見等

○市域のコンパクトさにより、全域でフィールド学習ができる強みを生かし、子どもの興味関心を深め、ふるさと向日市への愛着を育むよう、ふるさと学習の一層の充実に向け、積極的な支援をしてほしい。

○教職員の働き方改革について、中学校の土日の部活動等の課題はあるが、教育委員会がリーダーシップを取り、各学校の状況に応じて教職員が過重な労働にならないよう、学校業務の負担軽減につながる取組を推進してほしい。

○現在、教職員の働き方改革を進めることは、喫緊の課題であるため、学校評価の中に業務改善の視点を取り入れることは良い。その視点は学校経営に不可欠であり、幅広く様々な立場からの意見・評価などを聞くことが重要である。

施策番号	5
施策名	安心・安全な教育環境の充実

施策の目指す姿 児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組むとともに、あらゆる危機に対応する力をはぐくむ安全教育の充実を図る。
施策の方向性 ① 学校における安心・安全の確保

事業名	安心・安全教育	施策の方向性	①																														
事業概要 実績	○「向日市いじめ防止基本方針」に基づき、各小中学校においては「いじめ防止基本方針」を策定するとともに、校務分掌にいじめ防止委員会を位置付け、日常的にいじめの早期発見と早期対応に努めた。																																
	○年2回のいじめ調査（アンケートと個別に聞き取り）を実施（1回目：7月、2回目：11月）した。																																
	※各調査後、3か月後を目安に追跡調査を実施した。																																
	<table><tr><th colspan="5">いじめ調査の認知・解消件数（延べ件数）</th></tr><tr><th>年度</th><th colspan="2">令和元年度</th><th colspan="2">令和2年度</th></tr><tr><th>項目</th><th>認知</th><th>解消</th><th>認知</th><th>解消</th></tr><tr><td>小学校</td><td>1,276</td><td>1,155</td><td>952</td><td>825</td></tr><tr><td>中学校</td><td>168</td><td>121</td><td>113</td><td>107</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,444</td><td>1,276</td><td>1,065</td><td>932</td></tr></table>			いじめ調査の認知・解消件数（延べ件数）					年度	令和元年度		令和2年度		項目	認知	解消	認知	解消	小学校	1,276	1,155	952	825	中学校	168	121	113	107	合計	1,444	1,276	1,065	932
	いじめ調査の認知・解消件数（延べ件数）																																
	年度	令和元年度		令和2年度																													
	項目	認知	解消	認知	解消																												
	小学校	1,276	1,155	952	825																												
	中学校	168	121	113	107																												
	合計	1,444	1,276	1,065	932																												
○年2回の向日市いじめ防止対策推進委員会（臨床心理士や弁護士、小児科医等が委員）を開催し、いじめ調査結果を基に、いじめの防止等に向けた方策について協議した。																																	
○不登校の未然防止に向け、小中学校に心の相談サポーター（臨床心理を学ぶ大学院生）18名を配置し、教室に入室しにくい児童生徒の心のケアを行った。																																	
○不登校数《年間30日以上欠席》（ ）内は令和元年度																																	
・小学校 1.52%（1.50%）																																	
・中学校 4.06%（4.11%）																																	
○交通安全教室																																	
担当課	学校教育課																																

事業名	登下校時安全対策	施策の方向性	①
事業概要 実績	①通学路安全推進会議の開催（年２回） 向日市通学路交通安全プログラムに基づき、通学の安全対策について協議を行った。 構成団体：京都府乙訓土木事務所・京都府向日町警察署 向日市（公園交通課・学校教育課・道路整備課・子育て支援課） ② 交通指導員の配置 小学校の通学路における交差点や踏切等、登校時３２箇所、下校時１４箇所の危険箇所に交通指導員を配置し、通学路の安全確保を図った。 また、老朽化した交通安全啓発用反射電柱幕の交換や新たな設置を行い、通学路の交通安全について啓発を行った。 ③防犯ブザーの配布 小中学校の新１年生全員に防犯ブザーを配布した。 （小学生５３４個、中学生５２３個）		
担当課	学校教育課		

事業名	学校施設の整備	施策の方向性	①
事業概要 実績	○児童生徒が快適な教育環境のもとで学校生活が送れるよう、平成２８年度から令和２年度にかけ、５か年計画で進めていた校舎内等のトイレ改修工事が完了した。 ・改修内容 床面乾式床、洋式大便器、自動洗浄機能付小便器、自動水洗式手洗い器、人感センサー式 LED 照明機器 ・令和２年度トイレ改修箇所 向陽小学校（２箇所）、第３向陽小学校（２箇所）、第５向陽小学校（１箇所）第６向陽小学校（１箇所）、勝山中学校（２箇所）、西ノ岡中学校（１箇所）、寺戸中学校（１箇所） ・洋式化率 平成２７年度末 ２２．１％（１９箇所／８６箇所）→ 令和２年度末 ６３．２％（５５箇所／８７箇所） （第４向陽小学校新校舎を含む） ○児童増加による教室及びクラブ不足を解消するため、第４向陽小学校校舎及び第４留守家庭児童会、第２留守家庭児童会の教室及びクラスの増築工事を実施した。 ・第４向陽小学校：普通教室４クラス、トイレ ・第４留守家庭児童会：３クラス、プレイルーム、指導員室、トイレ ・第２留守家庭児童会：２クラス、プレイルーム、指導員室、トイレ		

	○「G I G Aスクール構想」の実現に向け、児童生徒1人1台端末と高速大容量の校内通信ネットワークを全小中学校に整備し、個別最適化された学びを学校現場で持続的に実施するための工事を実施した。 ・事業内容：教室内無線LAN環境整備(普通教室、特別支援教室、特別教室) 端末用電源キャビネット設置(普通教室、特別支援教室、職員室) ○新型コロナウイルス感染症対策の実施 ・全小中学校 学校施設手洗い場(自動水栓化) 小学校 64.9%(313箇所/482箇所) 中学校 74.6%(135箇所/181箇所)
担当課	教育総務課

施策の成果と課題	
【成果(学校教育課)】 ○新型コロナウイルス感染症の影響で年度当初から臨時休業を実施することとなり、例年実施していた6月のいじめ調査の実施時期を7月に変更したが、調査時のアンケート結果や日常の観察から個別に丁寧に聞き取りを行い、一人一人の状況を定期的に把握し、相談や指導、支援につなげ、いじめの早期対応、防止につなげることができた。 ○通学路安全推進会議において、学校から要望のあった通学路の危険箇所の情報を各機関と共有し、安全対策について検討を行った。 通行に際し注意が必要な箇所に交通指導員を配置し、児童が安心して通学できるよう対策を行った。 「学童多し注意」「危険 歩行者に注意」の電柱幕を設置することにより児童生徒だけでなく、通行する車両に対しても交通安全に対する啓発を行った。 さらに、新1年生に防犯ブザーを配布し、不審者から身を守るための防犯・安全意識の啓発を行うとともに、いざという時に正しく使用できるよう、学校だよりを通じ、定期的な電池交換と外出時の常時携帯について周知を行った。 【成果(教育総務課)】 ○校舎内等のトイレを洋式大便器や自動洗浄機能付小便器、乾式床等に改修することにより児童生徒が快適に学校生活を送れるよう、教育環境の改善を図った。 ○第4向陽小学校の児童数増加に伴い、同校の教室不足を解消するため、4教室の増築工事を実施し教育環境の充実を図った。 ○第2留守家庭児童会及び第4留守家庭児童会の入会児童数増加に伴い、狭あい化を解消するため、各々2クラス及び3クラスの増築工事を実施し、子どもたちが安心して過ごせる生活の場を提供することができた。	

○高速大容量の校内通信ネットワークを整備し、児童生徒がＩＣＴを活用した１人１台端末で学習が行えるよう、教育環境の整備をすることができた。

○小中学校の手洗い場について、衛生環境の改善を図るとともに、自動水栓により非接触化することで、児童生徒の感染症対策を一層進めることができた。

【課題（学校教育課）】

○向日市いじめ防止対策推進委員会において、委員から、中学校の追跡調査結果について、「認知したケースのほとんどが解消されている」との報告に指摘を受けた。中学生の時期、生徒はいじめの問題が大きくなることを心配して、「解消した」と言ってしまう傾向にある。各学校においては、この傾向を考慮に入れ、継続して事象を見守っていく必要がある。

○各学校は、不登校児童生徒の社会的自立に向けた具体的な支援策を随時更新させることにより、一人一人の状況を正確に把握する。

○すべての児童生徒の教育機会の確保のため、学校への登校という形にこだわらず、本市適応指導教室の活用やフリースクール等との連携を図り、児童生徒の社会的自立に向けた支援を充実する必要がある。

○不登校児童生徒や保護者とうまくつながることが難しいケースや適応指導教室等にも通うことが難しいケース、スクールカウンセラーやまなび生活アドバイザーとの面談が進まないケースなどには、京都府脱引きこもりセンター早期支援特別班等を活用するなど、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた適切な支援に努める。

○道路や周辺の状況変化等により通学路の危険箇所は常に変化するため、通学路安全推進会議の構成団体や学校・地域と連携して、定期的に要望や意見を取り入れつつ、交通指導員の配置時間や配置場所について、最適な見直しを行う必要がある。

【課題（教育総務課）】

○児童生徒が快適な教育環境のもとで学校生活が送れるよう、定期的な点検を行い、計画的に改修工事を進める必要がある。

○令和２年５月策定の「向日市小中学校個別計画」に基づき、令和３年度から３年間は、緊急度の高い施設から取り組み、令和６年度から概ね１０年間に第２向陽小学校及び勝山中学校を主な対象として改築を進めていく必要がある。

外部評価委員評価及び意見等

○いじめ事象への教職員の迅速な対応が、未然防止や早期発見につながったことは評価できる。また、中学校時期の生徒の傾向として、いじめ問題が大きくなることを心配して「解消した」と言ってしまうことを考慮する必要がある、継続して事象を見守っていくことは、非常に重要である。児童生徒のささいな変化に気づき、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、教職員が一体となって迅速に対応ができるように、常日頃からの連携、体制整備が重要である。

○財政状況が厳しい中で、平成28年度から令和2年度にかけ、5か年計画で進めていた校舎内等のトイレ改修工事を完了させた。トイレ改修したことでスリッパを揃えたり、清潔に使用するなど児童生徒の意識が変わったということも評価できる。

○第4向陽小学校の新しくできた校舎は、温かみのある木造で児童等も大変喜んでいる。また、教室及び留守家庭児童会のクラス増築工事など、児童増加を見据えて適切に実施されている。

○GIGAスクール構想の環境整備が計画どおり行われ、教育委員会としての役割が果たせたことは大変評価できる。今後は、教育委員会と学校が連携し創意工夫して、ICTを活用した効果的な学習活動に取り組んでほしい。

○人口増加期に建てられた学校施設が老朽化の時期を迎えていることから、多額の費用を要するが、学校施設の改修を少しずつでも計画的に行ってほしい。

施策番号	6
施策名	学校の教育力の向上

施策の目指す姿 京都府教育委員会「教師力向上のための指針」を踏まえ、教職員一人一人が、研修等により自己の資質能力の向上を図るとともに、培った実践力を教育活動に積極的に生かし、組織としての学校の教育力を高め、計画的・継続的な教育実践に取り組む。
施策の方向性 ① 教職員研修の充実 ② 教職員評価の実施

事業名	子ども未来づくり支援事業（教職員研修）	施策の方向性	①
事業概要 実績	○例年、教育委員会主催の教職員研修を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。2学期後半からは、多くの学校において喫緊の教育課題や学校のニーズに沿った教職員研修及び先進校視察研修を実施した。 ①教育委員会主催教職員研修 中止 ②各学校の主な研修 2学期後半から実施 各校の教育課題に応じた研修講師を招いた研修会を実施 小学校4件、中学校7件（年間通じて複数回実施を含む延べ件数） 【内容】 ・学習指導（新学習指導要領の全面実施を踏まえた授業改善） ・人権教育（自殺予防教育） ③若手教員研修（おおむね採用後2～5年目の教員） 2学期後半から実施 退職教員による、指導力向上のための研修を実施（中学校1校） 【主な内容】 ・授業参観、授業、学級経営についてのアドバイス ④先進校視察研修 3学期に実施 ニーズに応じて視察研修を実施（中学校1校） 【主な研修校、視察テーマ】 ・岡山大学（自己肯定感や非認知能力の育成）		
担当課	学校教育課		

施策の成果と課題

【成果】

○研修講師を招き校内研修会を実施した学校では、とりわけ新学習指導要領の全面实施を踏まえた授業改善をテーマとする研修内容が充実しており、教職員の資質・能力の向上を図ることができた。

○新型コロナウイルス感染症の影響により先進校視察を実施した学校は少なかったが、近年は、経年で同じ学校へ視察を行うことで、校内で指導方法等を伝達・共有する機会が増え、実践に生かしやすくなっている。

【課題】

○今後、コロナ禍における向日市教職員研修会の開催方法について、感染症拡大防止対策として、研修内容をw e b配信するなどの工夫が必要である。また、研修テーマについて、現代的課題（若手教員の資質能力の向上、新学習指導要領の着実な実施、I C Tの効果的な活用、同和問題学習等）はもとより、若手教員の資質能力の向上に資する設定となるよう精選が必要である。

○各学校では、大量退職大量採用の教職員構成や、児童生徒の実態に応じた教員の実践的指導力を高めるとともに、人材育成を目的とした校内研修を今後も充実させる必要がある。

外部評価委員評価及び意見等

○コロナ禍において、教員の指導力の向上を図るために、引き続き新しい生活様式に沿った研修事業の形として、I C Tを活用したw e b等での研修環境を早急に構築し、研修を計画的・継続的に実施してほしい。

施策番号	7
施策名	生涯学習環境の充実

施策の目指す姿 市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。
施策の方向性 ① 生涯学習の振興 ② 社会教育施設における学習機会の充実

事業名	生涯学習情報紙の発行	施策の方向性	①
事業概要 実 績	○市などが開催する生涯学習関連事業の情報を市民に提供するため、生涯学習情報紙を発行した。 生涯学習情報紙：年2回（4月～9月（前期）・10月～3月（後期）） 前期500部、後期500部発行（市内公共施設等に配布） 子ども向け夏休み情報紙：年1回（夏休み前）、各小中学校に配布		
担当課	生涯学習課		

事業名	生涯学習推進ボランティアサークル「まなぼうや」への支援	施策の方向性	①
事業概要 実 績	○生涯学習の推進に取り組むボランティアサークル「まなぼうや」の活動に対して、講座の受付や広報等で支援を行った。 開催講座数：1講座（前年度の振替分のみ実施） 参加者数：7人		
担当課	生涯学習課		

事業名	中央公民館生涯学習講座	施策の方向性	②
事業概要 実 績	○教養講座（5講座予定のうち3講座は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止） ・シニアのためのスマートフォン講座 中高年を対象にスマートフォンの機能を学び、実際に使い生活に役立つことを知り、その便利さを体験した。 開催日：令和2年9月29日（火）（午前・午後2回開催） 参加者数：29人 ・活性酸素と病気（老化）の関係 活性酸素が体に与える影響（老化、病気など）や食品添加物が体に与える影響について学んだ。 開催日：令和2年12月23日（水） 参加者数：21人		

	○市民文化展 市民の創作による作品を展示・発表を行った。 開催日：令和2年8月21日（金）～ 8月23日（日）3日間 出展数：89点、来場者数：433人 開催場所：イオンモール京都桂川イオンホール ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した事業 ○ふしぎ発見！理科教室（6月、7月、8月） ○夏休み子ども体験講座 ○子どもふれあい講座 ○健康講座（2月） ○国際理解講座 ○教養講座（全5講座のうち3講座）（1月）
担当課	中央公民館

事業名	地区公民館生涯学習講座	施策の方向性	②
事業概要 実績	予定7講座の内1講座のみ開催、参加者15人 ○寺戸公民館講座 3講座を予定し1講座のみ開催 ・楽しく学ぶ干支剪画教室 剪画の技法を学び、来年の干支である「牛」の色紙を作成した。 開催日：令和2年11月25日（水） 参加者数：15人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した事業 ○物集女公民館講座 ○森本公民館講座 ○鶏冠井公民館講座 ○上植野公民館講座 ○学習発表会 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため会議室を貸館中止した期間 令和2年4月10日（金）～5月31日（日）		
担当課	中央公民館		

事業名	図書館読書推進事業	施策の方向性	②
事業概要 実績	○資料の収集と貸出 蔵書数 19万2千点 貸出 25万3千点、貸出者数 7万2千人 ○レファレンス・サービス 受付件数 55件		

	○予約サービスによる資料提供、他館との相互貸借、障がい者サービス 予約処理件数 29,004件 相互協力 貸出 557件、借用 1,480件 障がい者サービス 自宅配本 37回 268点 ○読書の普及推進と読書環境の向上を図るための各種読書推進活動 おはなし会（12月、3月） 参加者 10人 おはなしひろば（1月、3月） 参加者 19人 文学講座（3月 2回） 参加者 59人 小中学生読書感想文コンクール（12月 表彰式） 応募者 127人 大人の朗読会（3月） 参加者 15人 むこうビブリオバトル（3月） 参加者 7人 ○他機関との協力 市や関連団体の事業にあわせ図書を特設展示し貸出 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した事業 ○読書の普及推進と読書環境の向上を図るための各種読書推進活動 おはなし会（7月） おはなしひろば（4月～6月、9月～11月） 大人の朗読会（6月、9月、12月） むこうビブリオバトル（7月、12月） 図書館リサイクル・デー（6月） 自習室の開設（8月） ○図書館ボランティアの育成及び支援 ステップアップ講座 ボランティア養成講座 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館した期間 令和2年4月23日（木）～5月24日（日）
担当課	図書館

事業名	文化資料館運営事業	施策の方向性	②
事業概要 実績	○古代の都“長岡京”をテーマとした常設展示の運営、特別展・テーマ展等の展示、講演会・日曜談話会の開催、市民ボランティア活動の支援を通して向日市の各時代の歴史及び文化について広く発信した。 ・開館日数 265日 ・入館者数 8,214人 ○特別展「寿岳文章 人と仕事」 開催日：令和3年1月23日（土）～3月21日（日） 期間中入館者数：2,066人		

○テーマ展示

- ・「木村吉太郎油彩展」

開催日：令和2年5月19日（火）～7月19日（日）

期間中入館者数：1,096人

- ・「夏休み親子歴史教室作品展」

開催日：令和2年8月9日（日）～8月23日（日）

期間中入館者数：269人

- ・「くらしのなかの戦争展」

開催日：令和2年8月1日（土）～9月6日（日）

期間中入館者数：781人

- ・「地元で祀られた物集女氏」

開催日：令和2年9月12日（土）～9月27日（日）

期間中入館者数：542人

- ・「くらしの道具展」

開催日：令和2年12月8日（火）～12月20日（日）

期間中入館者数：804人

- ・「ひな人形展」

開催日：令和3年2月13日（土）～3月28日（日）

期間中入館者数：1,583人

○文化活動事業

- ・日曜談話会

「乙訓の石造物と川勝政太郎」

開催日：令和2年6月7日（日）

参加者数：15人（定員なし）

- ・古代衣裳関係事業

古代衣裳公開研修

開催日：令和2年6月28日（日）

参加者数：延べ27人（定員28人）

- ・夏休み親子歴史教室

「つくって学ぶ さわって感じる 和紙文化と向日庵」

開催日：令和2年8月6日（木）・7日（金）

参加者数：延べ30人（定員15組）

- ・特別展記念講演会

（1）「寿岳文章の軌跡－新資料を中心に－」

開催日：令和3年3月21日（日）

参加者数：53人（メイン会場40人＋サブ会場13人）（定員40人）

（2）「寿岳文章と向日庵本の時代」

開催日：令和3年3月21日（日）

参加者数：55人（メイン会場40人＋サブ会場15人）（定員40人）

	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した事業 ・日曜談話会 「江戸時代の書籍を調査する」(4月) ・特別企画 「ゴールデンウィークに資料館内を電車が走る! part 10」(5月) ・ボランティア養成講座(5月) ・小さいピアノコンサート(5月) ・古代衣裳関係事業 大極殿衣裳行列(11月) ・シリーズ 「乙訓の中世文書を読む」(全3回シリーズ)(1月、2月、3月) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館した期間 令和2年4月10日(金)～5月18日(月)
担当課	文化資料館

事業名	天文館運営事業	施策の方向性	②
事業概要 実績	○プラネタリウム新番組の導入、講演会や講座の開催など、天文への興味・関心を高める事業を実施 ・開館日数 223日、投影日数 170日、投影回数 463回 ・プラネタリウム一般投影 観覧者数 3,554人(特別投影を含む) ・プラネタリウム団体投影 観覧者数 1,457人(50団体) ・観覧者の内訳 大人 2,260人、小中学生 1,122人、幼児 1,629人 計 5,011人 ・団体の内訳 市内 11団体 292人、市外 39団体 1,165人、 幼稚園 13団体 437人、保育所 11団体 294人、 こども園等 12団体 329人、小学校 12団体 359人、 その他 2団体 38人 ○定例天体観望会 参加者数 175人(6月～1月、3月 9回開催) ○特別天体観望会 参加者数 98人(4回開催) ・部分日食観望会(6月) ・夏休み親子観望会(7月) ・昼の金星観望会(8月) ・中秋の名月観望会(10月) ○天文教室・講座 参加者数 184人(13回開催) ・夏の天文教室(8月 5回) ・秋の天文教室(11月 1回)		

	・冬の天文教室（２月 ４回） ・天文よもやま講座（１１月 １回、１２月 １回 計２回） ・天文学講座（９月１回） ○特別企画事業 参加者数 １４５人（７回開催） ・七夕ファミリーコンサート（８月 ２回） ・大人のための星語り（１０月） ・熟睡プラネタリウム（１１月） ・クリスマスコンサート（１２月） ・キッズプラネタリウム（１２月 ２回） ○来館者総数 ７，０４７人（ロビーのみ入館者 １，４３４人） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した事業 ○定例天体観望会（４月、５月、２月） ○特別天体観望会 スターウォッチング in 朝堂院（５月） ○特別企画事業 JAXA 宇宙科学研究所特別天文講演会（１月） ○出前講座 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館した期間 令和２年４月１０日（金）～５月１９日（火）
担当課	天文館

施策の成果と課題	
【成果（全施設）】 ○臨時休館や施設の使用制限を設けるなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた新しい生活様式に応じた対策を迅速に行うことで、感染症拡大防止及び利用者の安全が確保できた。 【成果（生涯学習課）】 ○生涯学習情報紙を発行することにより、市などが開催する生涯学習関連事業の情報を、多くの市民に提供することができた。 ○生涯学習推進ボランティアサークル「まなぼうや」の活動支援など、市民の学習活動を支援するためのきっかけづくりや、学習機会の提供に取り組めるよう助言等することができた。 【成果（中央公民館）】 ○市民文化展については、例年にくらべて３日間と短かったが、市民の創作による作品や学習内容などを発表する機会を提供できた。	

○コロナ禍のなかで数少ない開催となった市民教養講座では、京都府立大学の専門家による分かりやすい話で、「食と健康」について学習していただけた。

【成果（図書館）】

○新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休館中（４月２３日～５月２４日）も、インターネットや電話での予約申し込み受付を継続した。５月１９日からは事前予約資料の貸出をロビーで開始し、２６日の開館以降は、館内や返却資料の消毒を行うなどの感染症対策を行いながら、状況にあわせ開館方法を変え、できるだけ多くの市民の方が利用できるよう努めた。

○１２月から年度末にかけて感染症対策を講じた上でおなはし会、文学講座などの事業を再開し、実施を望む市民の方の要望に応えることができた。

【成果（文化資料館）】

○新型コロナウイルス感染拡大に伴い、臨時休館や各種催しの中止、延期を余儀なくされ、年間入館者数は前年度から大幅に減少したが、大きな制約を受けながらも、可能なかぎり展示事業・文化活動事業の実施に努めた。

○テーマ展示「木村吉太郎油彩展」は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出による臨時休館に伴い、会期を変更して開催した。臨時休館中、展示予定の油彩画作品の画像を順次ホームページに掲載し、インターネット上で鑑賞していただく試みを初めて行った。

○古代衣裳関連事業では、例年開催の向日市まつり「大極殿衣裳行列」は新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止となったが、古代衣裳公開研修は定員を抑制して開催し、古代衣裳を通じて古代の都・長岡京について発信することができた。

○「くらしの道具展」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で様々な予定が変更となったことに伴い、会期を例年より大幅に短縮して開催せざるを得なかったため、期間中入館者数や小学校団体見学数は減少したが、ボランティアの会会員による農具の使い方の実演や解説を行い、昔の生活について学習してもらう機会を提供した。

○特別展では、文化庁の令和２年度文化芸術創造拠点形成事業の採択を受け、昭和初期に向日町に來住した英文学者・書誌学者で和紙研究者でもあった寿岳文章の幅広い業績を初めて体系的・総合的に紹介することができた。新聞各紙に多数取り上げられ、会期中に何度も来場される熱心なリピーターもみられるなど大きな反響があり、２０世紀の知の巨人・寿岳文章について広く知らしめることができた。

【成果（天文館）】

○新型コロナウイルス感染拡大により休館、投影休止、観望会や講演等の中止が相次いだ。が、実施できた事業については、子どもから大人まで楽しめる生涯学習の場を提供することができた。また、定員削減やアルコールによる館内の消毒等、感染対策の徹底により、感染を防止できた。

【課題（全施設）】

○緊急事態が発生した場合を想定した施設内感染防止対応策を実施し、利用者の感染等防止に努める必要がある。

【課題（生涯学習課）】

○生涯学習について、引き続き市民が自主的・自発的に学習活動に取り組めるよう、各課・関係機関が行っている講座の情報について、より見やすい誌面となるよう効果的にとりまとめる工夫が必要である。

【課題（中央公民館）】

○市民教養講座は、幅広く関心が高いテーマを選定し、誰もが参加することができる環境を整え、学習活動のきっかけとなる講座の開催が必要である。

○専門家による健康やお金の役立て方などは、高齢者を含め市民の興味・関心が高いことから、今後も卓越した講師の選定確保が必要である。

【課題（図書館）】

○多様なニーズを把握して、資料の購入と事業展開に反映し、情報を発信することが利用促進につながる。そのためには、府や団体が行う研修会参加や自己啓発などにより、職員の資質能力の向上が必要である。

○非接触型サービスの充実のために、ホームページの改良やLINE案内システムの導入を行い（令和3年6月末実施予定）、サービスの利用促進を図ることが必要である。

○インターネットサービスを使わない方の存在も考慮し、事業やサービスを実施することが必要である。

【課題（文化資料館）】

○展示事業及び展示に関連する講演会、講座について、今後も内容の充実を図り、また、多様なニーズを考慮し、市民への学習の提供場所となるように工夫が必要である。

○古代衣裳関係事業は、文化資料館の特徴的な取り組みの一つである。今後もボランティアと協力・連携しながら外部に向けて発信できる機会を作り、そのための講習会などの開催が必要である。

○特別展で初めてまとまった形で紹介した寿岳文章の業績については、学際的な評価が必要であり、今後も専門家とともに調査研究を進め、より広く発信していく必要がある。

○新型コロナウイルス感染状況の今後の見通しが立たない中、実際に来館されない方にも情報を発信する態勢の構築が喫緊の課題である。今後は、令和3年度中に運用開始予定のクラウド型収蔵品管理システム及び同システムに付属するアプリを活用し、オンラインでの情報発信を強化していきたい。

【課題（天文館）】

○天文館の団体利用については、向日市外の団体に比べて、市内団体の利用数がかなり少ない。一般投影の利用者についても、同様の傾向が見られるため、今後、向日市民の利用促進に努める必要がある。

外部評価委員評価及び意見等

○社会教育施設の事業は、最も新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと思われるが、様々な感染症対策を講じながら、可能な限り多くの事業が実施できたことは評価できる。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった事業は、内容を再度見直し、次により一層の良い企画、事業になるよう努めてほしい。

○近隣の施設にない天文館は、向日市の強みである。より多くの市民にも天文への興味や関心、魅力を知ってもらえるよう、今後もより一層のPRに努めてほしい。

○各施設の事業について、充実した内容になっているが、効果的な広報の仕方も検討し、新たな参加者への増加に努めてほしい。

施策番号	8
施策名	家庭・地域社会の教育力の向上

施策の目指す姿 家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域社会が連携して、様々な活動を通して地域の絆を強め、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。
施策の方向性 ① 家庭の教育力の向上 ② 地域社会の教育力の向上

事業名	家庭教育講座	施策の方向性	①
事業概要 実績	○家庭及び地域の教育力の向上（基本的な生活習慣の重要性）について、市民への理解を呼びかけ、地域での取組の促進を図ることを目的に開催した。 「アンガーマネジメントで人にも自分にもあたらない子育てをめざして」 開催日：令和2年10月9日（金） 参加者数：30人		
担当課	生涯学習課		

事業名	P T Aとの連携・支援	施策の方向性	①
事業概要 実績	○向日市P T A連絡協議会の活動に対する支援・助言をした。 ○向日市P T A連絡協議会と教育委員会との懇談会を初めて開催した。 ○社会教育関係団体に補助金を交付した。 交付団体：市立小中学校P T A ○向日市P T A連絡協議会との共催による人権研修会を実施した。		
担当課	生涯学習課		

事業名	地域学校協働活動推進事業	施策の方向性	②
事業概要 実績	○子どもたちの豊かな成長を支えるため、学校や地域の方々と連携・協働し、子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進した。新型コロナウイルス感染者数の動向を注視し、必要性が高くかつ感染症対策を講じることができる事業のみ実施した。 実施校：向陽小（H26～）、2向小（H24～）、3向小（H21～） 4向小（H29～）、5向小（H27～）、6向小（H28～） 勝山中（H27～）、西ノ岡中（H25～）、寺戸中（R1～） 本部委員：55人 内 容：学習支援 向陽小、3向小、4向小、寺戸中 環境整備 向陽小、3向小、5向小、6向小 ※新型コロナウイルス感染症拡大のため中止した学校 2向小、勝山中、西ノ岡中		

	○感染症対策について、「向日市地域学校協働活動に係る感染防止策ガイドライン」を作成し、ガイドラインを遵守した上で事業を実施した。
担当課	生涯学習課

事業名	放課後児童サポート事業	施策の方向性	②
事業概要 実 績	○子どもの安心・安全な居場所づくりを目的に、5時間目終了後から高学年の授業終了までの間、低学年を対象に自由遊び等を行う計画としていたが、中止にすると学校運営に支障がでる1回を除き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止した。なお、実施した1回については、感染症対策の徹底を図った上で行った。 実施場所：市内全小学校 実施回数：1回（年間延べ108人） 内 容：グラウンド・体育館での自由遊び、教室での学習支援など		
担当課	生涯学習課		

事業名	ジュニア・リーダー養成講座	施策の方向性	②
事業概要 実 績	○次世代のリーダーとして必要な知識、技術、コミュニケーション能力の習得を目的に、野外活動・講話・実習などの体験学習や集団学習を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。		
担当課	生涯学習課		

事業名	青少年健全育成団体との連携・支援	施策の方向性	②
事業概要 実 績	○青少年健全育成団体との連携 ・安全見守りパトロール、あいさつ運動、市民ふれあいコンサート、環境浄化活動を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 ○青少年健全育成団体への補助金を交付した。 交付団体数：4団体		
担当課	生涯学習課		

施策の成果と課題	
【成果】 ○地域学校協働活動推進事業については、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施できる事業のみになったが、地域と学校との連携、協働を図ることができた。 ○家庭での子育てに関する講座を開催することで、家庭教育の担い手である保護者等に対して学習機会を提供することができた。 ○PTA・青少年健全育成関係団体への活動に対する支援を行った。 また、新たにPTAとの懇談会を開催し、教育行政への理解促進と、コロナ禍における保護者の不安解消を図ることができた。	

【課題】

○家庭の教育力の向上を図るため、子どもの家庭教育に関する学習機会の提供や、基本的な生活習慣の重要性や現代的課題などの理解促進に向けた取組を継続して推進することが必要である。

○地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進するため、地域学校協働活動推進事業における人材確保に努めるとともに、P T Aや青少年健全育成関係団体の活動を継続して支援することが必要である。

外部評価委員評価及び意見等

○緊急事態宣言による小中学校の臨時休業の中、市立小学校P T Aと教育委員会との双方向のコミュニケーションを図るため、向日市P T A連絡協議会との懇談会を、初めて開催されたのは、大変評価できる。P T Aとの意見交換ができる場合は、信頼関係を作る上でも、非常に大切である。今後の状況によっては対面の懇談会が開催できないことが想定される場合、リモート等活用するなど、中止せずに引き続き次年度以降も開催してほしい。

○生涯学習の分野は、成果がすぐに表れないが、取組を継続して推進するのが非常に重要である。スクラップアンドビルドや見直しも必要であるので、やるべき事業なのか再度検討して事業を実施してほしい。

施策番号	9
施策名	安心して産み育てる体制づくり

施策の目指す姿 子育て支援のための施設の計画的な整備を図るとともに、時間延長等多様な保育サービスの充実に努める。
施策の方向性 ① 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会運営事業） ② 幼児教育の振興

事業名	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会運営事業）	施策の方向性	①
事業概要 実 績	○放課後などに保護者等が仕事などで不在の小学生に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図った。 ①各留守家庭児童会入会児童数 620人(令和2年5月1日現在) 第1留守家庭児童会 113人（3クラブ） 第2留守家庭児童会 109人（3クラブ） 第3留守家庭児童会 74人（2クラブ） 第4留守家庭児童会 130人（3クラブ） 第5留守家庭児童会 146人（3クラブ） 第6留守家庭児童会 48人（2クラブ） ②指導員研修会の実施 計7回（参加者延べ184人） 「危機管理研修」（6月、2月） 「不審者対応」について（9月） 「障がいのある児童への対応」について（10月） 「子どもの人権」について（11月） 「配慮が必要な児童への関わり方」について（12月） 「消防研修」（1月） ③施設環境整備 第2・第4留守家庭児童会増築工事を行った。（再掲） 建具、畳、網戸、照明などの施設修繕を行った。 ④新型コロナウイルス感染症対策の実施 ・留守家庭児童会エアコン分解清掃（22台） ・留守家庭児童会手洗い場（自動水栓化28栓・レバー化29栓） 日常的に手洗い用として使用するすべての蛇口を修繕した。		
担当課	生涯学習課		

事業名	幼児教育の振興	施策の方向性	②
事業概要 実績	○向日市私立幼稚園児教材費補助金・向日市私立幼稚園入園補助金 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から、低所得者の保護者の教材費や入園料を補助し、幼稚園児の保護者の負担軽減を図った。 ・向日市私立幼稚園児教材費補助金（経過措置） 交付：園児 37 人 総額 1,069,710 円 ・向日市私立幼稚園入園補助金（令和 2 年度創設） 交付：園児 19 人 総額 1,060,910 円 ○向日市私立幼稚園設備費補助金 市内私立幼稚園の教育環境の整備に対する補助金を交付した。 交付：市内 3 園 630,000 円（1 園当たり 210,000 円） ○向日市私立幼稚園教材教具購入補助金（令和 2 年度創設） 市内私立幼稚園の教材教具に対する補助金を交付した。 交付：市内 3 園 270,000 円（1 園当たり 90,000 円） ○乙訓私立幼稚園協会教育研究補助金 乙訓私立幼稚園協会が実施した職員研修等に対して補助金を交付した。 交付：195,000 円（1 園当たり 65,000 円） ○向日市私立幼稚園特別支援教育振興補助金 市内 3 私立幼稚園特別支援教育に係る人件費に対し補助金を交付した。 交付：市内 3 園 総額 1,568,000 円		
担当課	教育総務課		

施策の成果と課題
【成果（生涯学習課）】 ○留守家庭児童会では、入会要件を満たす児童を全て受け入れたことで、保護者のニーズに応えることができた。 第 2 留守家庭児童会及び第 4 留守家庭児童会の増築事業を行い、育成環境の整備を進めることができた。 新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金等を活用し、留守家庭児童会エアコン分解清掃修繕や留守家庭児童会手洗い場の修繕（自動水栓化・レバー水栓化）等の感染症対策を進めることができた。 【成果（教育総務課）】 ○私立幼稚園に在園する園児の保護者に対し、教材費や入園金の補助をすることにより、子育てを行う家庭の経済的負担を軽減することができた。

私立幼稚園の設備、備品の整備を促進するとともに教職員の研修会等を支援することにより、幼児教育の振興を図ることができた。

障がいのある幼児を受け入れる私立幼稚園を支援することにより、障がいのある幼児の就園促進及び教育振興を図ることができた。

【課題（生涯学習課）】

○児童が安心・安全に過ごすことができ、保護者も安心して就労することができるよう、各留守家庭児童会において引き続き指導員の確保及び環境整備に努める必要がある。

【課題（教育総務課）】

○幼児教育の重要性を踏まえ、私立幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、園児の保護者や私立幼稚園に対して補助金の支給を行い、幼児教育の振興を図る必要がある。

外部評価委員評価及び意見等

○留守家庭児童会では、入会要件を満たす児童をすべて受け入れ、待機児童もなく保護者のニーズに応えることができていることが大変評価できる。引き続き入会要件を満たす児童をすべて受け入れられるよう努めてほしい。

○子育てしやすいと実感してもらえる、街づくりが重要である。他市と比較して市独自の入園補助金等が充実しているのでそれが強みにもなり、口コミも広がって、子育て世帯が移り住んでくれることが期待できる。

施策番号	10
施策名	スポーツの振興

施策の目指す姿 市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努める。 施策の方向性 ① スポーツ活動の推進

事業名	各種スポーツイベントの開催	施策の方向性	①
事業概要 実績	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止された。 ○市民総合体育大会 ○スポーツ交流フェア ○スポーツランド		
担当課	生涯学習課		

事業名	市民体育館の管理運営	施策の方向性	①
事業概要 実績	○平成18年度から指定管理者制度を導入し、平成28年度から5年間の指定管理者に（公財）向日市スポーツ文化協会を指定している。 ・体育室稼働率：73.1% ・トレーニング室利用者：11,491人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため貸出中止等した期間 体育室：令和2年4月10日（金）～6月4日（木） 令和3年1月14日（木）～2月28日（日）20時までに短縮 トレーニング室：令和2年3月4日（水）～6月15日（月） 令和3年1月14日（木）～2月28日（日）20時までに短縮 ○卓球台を新調した。（5台） ○新型コロナウイルス感染症対策のため、パーテーション、自動釣銭機付レジスターを新調した。 ○新型コロナウイルス感染症対策のため、インターネットから予約可能な向日市公共施設予約システムを整備した。		
担当課	生涯学習課		

事業名	スポーツ指導者育成	施策の方向性	①
事業概要 実績	○スポーツ推進委員の育成 研修会の開催（毎月1回）、スポーツイベントへの派遣など		
担当課	生涯学習課		

事業名	学校等体育施設開放事業	施策の方向性	①
事業概要 実績	○社会体育の振興を図るため、学校等体育施設の開放を行った。 ・使用回数 ○小学校 体育館：1,006回 グラウンド：1,069回 ○中学校 体育館：485回 ○向日町競輪場スポーツ施設：435回 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため貸出中止実施期間 小中学校体育館：令和2年3月3日（火）～8月18日（火） 令和3年1月14日（木）～3月1日（月） 小学校グラウンド：令和2年3月3日（火）～7月14日（火） 令和3年1月14日（木）～3月1日（月） 向日町競輪場：令和2年2月28日（金）～8月18日（火） ○「新しい生活様式に基づく向日市立学校等体育施設使用ガイドライン」を作成し、使用者が新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で施設を使用するよう、使用者にガイドラインを配布し徹底を求めた。		
担当課	生涯学習課		

施策の成果と課題
【成果】 ○学校等体育施設の有効活用や（公財）向日市スポーツ文化協会の各種スポーツ教室の開催などにより、スポーツを行う機会を提供することができた。 ○前年度に引き続き、老朽化した市民体育館の卓球台を新調したことにより、安全面の確保ができ、また競技スポーツの向上にも寄与した。 ○自動釣銭機付レジスター及びパーテーションの新調や向日市公共施設予約システムの整備により、対面による接触機会減少などの新型コロナウイルス感染症対策に取り組んだ。 ○「新しい生活様式に基づく向日市立学校等体育施設使用ガイドライン」を配布し徹底を求めることにより、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた学校施設の貸出しを行うことができた。 【課題】 ○自らの意欲や健康状態に応じて、誰もが気軽にスポーツに取り組めるよう、引き続き（公財）向日市スポーツ文化協会や関係機関・団体と連携して事業に取り組み、スポーツに接することができる機会を幅広い年齢層の方々に提供し、スポーツの実施率の向上などを図る必要がある。 ○令和3年3月策定の「向日市スポーツ推進計画」に基づき、市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実を図っていく必要がある。

外部評価委員評価及び意見等
○卓球は、幅広い世代や気軽にできるスポーツであり、人気のスポーツなので、今卓球台を新調したのは、良い予算の使い方と評価できる。 ○今後はW i t h コロナも視野に入れ、「新しい生活様式に基づく向日市立学校等体育館施設使用ガイドライン」に基づく利用者の感染症対策を定着させれば、施設貸出が減ることなく、スポーツの普及や実施率の向上にもつながっていくと期待する。

施策番号	11
施策名	多様性を認め合う社会の実現

施策の目指す姿 市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進と、その啓発に努める。
施策の方向性 ① 人権教育の推進

事業名	人権研修会	施策の方向性	①
事業概要 実績	市民がそれぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、人権について学ぶ機会として開催した。 第1回「同和問題の解決を目指して…」 ～好感・共感・親近感が人権力を育む～ 開催日：令和2年8月27日（木） 参加者数：30人 第2回「虐待の淵を生き抜いて ～人にも自分にもあたらない社会をめざして～ 開催日：令和2年12月4日（金） 参加者数：28人		
担当課	生涯学習課		

施策の成果と課題
【成果】 ○異なるテーマを取り上げたことにより、さまざまな人権問題について正しい理解と認識を深めることができた。特に、同和問題を取り上げた研修会のアンケートでは、同和問題について身近な問題として感じ、具体的でわかりやすかったとの声が多く寄せられ、参加者に同和問題解決に向けて考えていただくきっかけを作ることができた。 ○第1回・第2回ともに、新型コロナウイルス感染症対策として、定員を60名から30名に減らした他、前列にアクリル板を設置し、当日の検温・消毒、参加者のマスク着用、座席間の距離の確保を保つなど、できる限りの対策を行い、実施することができた。 【課題】 ○より多くの市民に参加してもらえるよう、市民に身近なテーマの選択や周知方法等を工夫する必要がある。

外部評価委員評価及び意見等

○定員を制限せざるを得ないなど、参加できなかった方に向けて、遠隔参加や講演会のビデオ等の貸出や、いつでもアクセスし動画を視聴できるようにするなど、参加できる選択肢を設け、誰でも参加できるよう工夫して実施してほしい。

○興味を惹きつけ、参加意欲が湧くような、タイトル、テーマやチラシの工夫が必要である。

施策番号	12
施策名	歴史・文化資源の整備と活用

施策の目指す姿 文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。
施策の方向性 ① 文化財の保護と活用

事業名	有形文化財の保護と活用事業	施策の方向性	①
事業概要 実績	○美術工芸品の維持管理 ・目的 市指定文化財の維持管理に要する経費を補助する。 ・補助等 1事業者 1事業 38,000円 ○建造物の保全整備と活用 ・目的 国登録有形文化財旧上田家住宅を保存修理し活用を図る。 ・内容 平成28年度に史跡長岡宮跡買上事業に係り寄附を受けた農家住宅の活用について実施設計に基づき整備工事を実施した。今後、展示等を行い、令和3年11月を目途にオープン予定である。 ○建造物の防災設備維持管理補助 ・目的 国及び京都府指定等文化財（建造物）の修理や防災設備維持管理、災害普及等に要する経費を補助する。 ・補助等 3事業者 3事業 442,000円 ○建造物を活用した文化活動補助 ・目的 国登録有形文化財を活用した文化活動等に要する経費を補助する。 ・補助等 1件 40,000円 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した事業 ○建造物の防火・防犯 ・目的 国及び京都府指定等文化財（建造物）の適切な管理を図るため、文化財火災予防運動の期間中に、広報活動、消防訓練、消防設備の点検立入検査等を実施する。 ・訓練 令和3年1月25日（月） ・検査 令和3年1月25日（月）		
担当課	文化財調査事務所		

事業名	無形文化財の保護と後継者育成事業	施策の方向性	①
事業概要 実績	○無形民俗文化財の保護と活用、後継者育成補助 ・目的 無形民俗文化財保存団体の文化活動と後継者育成に要する経費を補助する。 ・補助等 1件 35,000円		
担当課	文化財調査事務所		

事業名	史跡の保護と活用事業	施策の方向性	①
事業概要 実績	○史跡の保全整備と活用 ・目的 史跡長岡宮跡を保存修理し活用を図る。 ・内容 平成28年度に買い上げた史跡長岡宮跡について実施設計に基づき整備工事を実施した。同地は、国登録有形文化財旧上田家住宅でもあり、並行して工事を実施したため、今後、同住宅の展示等の進捗に合わせ、令和3年11月を目途にオープンする予定である。 ○史跡等の文化財保存団体への補助 ・目的 市内に所在する史跡等の保存団体が実施する文化活動に要する経費を補助する。 ・補助等 3団体 78,000円 ○史跡指定地等文化財用地の維持管理 ・目的 史跡指定地等の文化財用地の清掃、除草、樹木の剪定、生垣刈込等を実施し、史跡環境の保全に努める。 ・内容 文化財用地10か所において、延107回の維持管理作業を実施した。 ○史跡乙訓古墳の群維持管理 ・目的 史跡指定地等文化財用地の中でも史跡乙訓古墳群の五塚原古墳(37,242.22㎡)及び寺戸大塚古墳(4,380.14㎡)は、令和元年3月に取得し保全状況も十分でないため、境界付近の危険木の枝払い作業を実施し、史跡環境の保全に努める。 ・内容 寺戸大塚古墳は、タケノコの除去や竹の間伐を実施した。五塚原古墳は、前面道路等隣接地に伸びた樹木の伐採を実施した。		
担当課	文化財調査事務所		

事業名	埋蔵文化財の保護と活用事業	施策の方向性	①
	○開発等に係る埋蔵文化財の審査 ・目的 市内の周知の埋蔵文化財包蔵地内で実施される開発等を審査し、必要な場合は保存措置を行う。		

事業概要 実績	・件数 開発、まちづくり条例に係る文化財審査 34件 - 建築確認申請に係る文化財審査 232件 - 埋蔵文化財発掘届出書受理 217件 - 埋蔵文化財発掘通知書受理 19件 ○埋蔵文化財発掘調査等事業 ・目的 長岡京跡ほか本市の特色ある埋蔵文化財を保護するため各種の調査を実施する。 ・発掘調査 23件 13, 426.6 m² ・立会調査 198件（埋蔵文化財詳細分布調査） ・出土遺物 342箱 ○埋蔵文化財出土遺物保存処理事業 ・目的 埋蔵文化財発掘調査出土品で、歪みや変形、腐食等により現状の保管ができない遺物を科学的処理し恒久的に保存する。 ・種別等 長岡京跡ほか埋蔵文化財発掘調査出土遺物 京都府指定文化財（考古資料） 物集女車塚古墳出土 環状板付轡1点 ・処理方法 鉄製品 アルカリ性水溶液含浸 銅製及び青銅製 ベンゾトリアゾール溶液含浸 ○埋蔵文化財出土遺物整理分類事業 ・目的 飽和状態にある埋蔵文化財出土遺物を適切に管理するため、国や府の基準に基づき分類整理する。 ・内容 埋蔵文化財発掘調査等の出土遺物を活用度に応じA～Dの四種類に分類し、データベースを作成した。 ・成果 令和元年度コンテナ 72箱 481点 (点数は活用できるA. B分類のみ) - 累計コンテナ 11, 994箱 - 累計遺物個体数 73, 007点 (点数は活用できるA. B分類のみ)
	担当課 文化財調査事務所

事業名	文化財の広報普及事業	施策の方向性	①
事業概要 実績	○史跡長岡宮跡朝堂院公園公開・説明事業（平成22年6月22日 開所） ・目的 史跡整備を実施した長岡宮跡朝堂院西第四堂地区に設置した案内所に案内員を配置し、史跡来訪者に対し史跡及び市内の歴史・文化遺産の案内解説を行い、史跡の一層の活用と地域振興・観光振興に寄与する。 ・開園日数 315日 ・来訪者数 4, 560人 ・1日平均 14.48人		

- ・累計来訪者数 77,400人

- ・その他 市内小学校の学年、クラス単位の地域学習や教職員研修の場として朝堂院公園を活用した。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、朝堂院公園の閉鎖等で史跡来訪者は減少した。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休業した期間

令和2年4月10日（金）～5月18日（月）

○復元体感アプリ「AR長岡宮」の活用と拡充

- ・目的 史跡長岡宮跡の理解を促進するためAR、VR技術を用いて作成した無料アプリケーションを通じ、史跡の一層の活用と地域振興・観光振興に寄与する。

- ・配信 平成26年3月末に配信

- ・利用者数 636人 ダウンロード 379人
貸出タブレット 257人

- ・累計利用者 17,150人 ダウンロード 11,959人
貸出タブレット 5,191人

- ・拡充 平成28年度に史跡長岡宮跡として地域追加指定を受け、平成29年度から整備を行っている内裏内郭築地回廊地区及び内裏改革築地地区について、施設を復元し「AR長岡宮」内での稼働を可能なものとした。

○復元体感アプリ「墳タビ！物集女車塚古墳」の活用（平成29年3月末に配信）

- ・目的 史跡乙訓古墳群（物集女車塚古墳）の理解を促進するためAR、VR技術を用いて作成した無料アプリケーションを通じ、史跡の一層の活用と地域振興・観光振興に寄与する。

- ・利用者数（ダウンロード）数 214人

- ・累計利用者（ダウンロード）数 4,786人

○市民考古学講座開催事業

- ・目的 向日市の特色ある歴史・文化遺産を題材とし講座を開催する。

- ・主題 戦国の争乱と西岡・物集女城

- ・開催数 講座3回と講演会1回

- ・参加者 講座 計104人
講演会 40人

- ・その他 新型コロナウイルス感染防止のため、1回あたり40人に入場制限をして開催した。

○埋蔵文化財調査成果展の開催

- ・目的 前年度に向日市内で実施した主な発掘調査成果についてテーマを設け展示し広く市民に広報する。

- ・開催名 乙訓古墳群出現前夜～五塚原古墳誕生への道～

- ・期間 令和2年10月3日（土）～11月29日（月）

	・来館者 1,920人 ・講演会 開催日 令和2年11月7日(土) 演題 前方後円墳出現前夜の列島社会 参加者 40人 ・その他 新型コロナウイルス感染防止のため、1回あたり40人に入場制限をして開催した。 ○埋蔵文化財等保管資料の活用 ・出土遺物等資料の貸出 4機関に 84点 ・写真資料提供、掲載等承諾 10機関に 11点 ・保管資料の調査・見学対応 2機関に 11点 ○史跡長岡宮跡朝堂院西第四堂復元・体感具「ふわふわ！朝堂 in」の活用 ・目的 史跡長岡宮跡の適切な保全と、広報普及等の活用を促進するため、空気で膨らませることができる塩化ビニル製の朝堂院西第四堂を作成し活用し、史跡長岡宮跡の広報普及を図る。 ・活用日 令和2年11月6日(金) ・利用者 47人 ○文化遺産シリーズ翻訳及び版下作成業務 ・目的 向日市の文化遺産を紹介する既存のカラーパンフレットを同じレイアウトで外国語に翻訳し、広く配布することにより歴史・語学学習をはじめ地域振興・観光振興に寄与する。 ・翻訳物 向日市の文化遺産シリーズ⑥元稻荷古墳 向日市の文化遺産シリーズ⑧寺戸大塚古墳 向日市の文化遺産シリーズ⑨物集女車塚古墳 向日市の文化遺産シリーズ⑩向日神社 向日市の文化遺産シリーズ⑪須田家住宅 向日市の文化遺産シリーズ⑫北真経寺 向日市の文化遺産シリーズ⑬南真経寺 向日市の文化遺産シリーズ⑭鴨田遺跡 ・内容 日本語を英訳化し、パンフレットデザイン作成した。 ・備考 14種類ある向日市の文化遺産シリーズのパンフレットの英語への翻訳が完了した。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した事業 ○古代衣装の貸出（長岡京期の衣装 男女各4着） ・場所 朝堂院公園案内所 ○史跡乙訓古墳群物集女車塚古墳石室一般公開 ・目的 良好な形で現存し、保全整備工事が終了した物集女車塚古墳の横穴式石室を広く公開し、史跡乙訓古墳群への理解を得る。
担当課	文化財調査事務所

施策の成果と課題

【成果（文化財調査事務所）】

地域の特色ある歴史・文化遺産を題材として、各種の展示や講座・講演会、英語版のパンフレットの発行など、多彩な事業を実施することにより文化財の活用促進を実施することができた。

特に本年度は、同一箇所にある「史跡長岡宮跡」と「国登録有形文化財旧上田家住宅」の保全整備工事を同時に進めることができた。

これらの結果、市民の文化財保護への理解を深め、地域愛を育むとともに、文化財を核とした地域振興、観光振興などのまちづくりにも寄与することができた。

【課題（文化財調査事務所）】

○史跡乙訓古墳群や史跡長岡宮跡、向日神社など本市に所在する特色ある歴史・文化遺産は、市内外への認知度が必ずしも十分ではない。このため、歴史・文化遺産を地域の歩みを物語る「宝」として、「後世に残したい」という思いを市民の間に共有されるような保護施策と、広くその価値を高めるためより一層の多彩できめ細やかな活用施策とともに、積極的な情報発信を継続して実施していく必要がある。

○文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会一体となり継承に取り組んでいくため、文化財の計画的な保存と活用の促進を図っていく必要がある。そのために、京都府が策定した「京都府文化財保存活用大綱」を勘案し、地域住民の意見を反映した「向日市文化財保存活用地域計画」や「史跡乙訓古墳群保存活用計画」を策定する必要がある。

外部評価委員評価及び意見等

○毎年、多彩な事業を実施していることを評価する。

○向日市の歴史・文化遺産について、教職員が向日市の歴史の魅力を伝えられるように、全教職員の研修をより充実させてほしい。

○多くの人に向日市を知ってもらう方法として、向日市の珍しい物集女や鶏冠井など地名をマスメディアなどを使ってPRしてほしい。

○向日市の文化資産シリーズの英語版のパンフレットを作成し、学校や施設に配架して、向日市の歴史と語学学習に寄与してほしい。

IV 外部評価委員の総評

令和２年度の各事業について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部中止や縮小となった事業もあるが、その状況下でも、可能な限り実施されている。他市町村と比較して市の独自性もあり、充実、かつ先進的であると思われ、全体的に評価ができる。

しかしながら、学校行事や教育相談、子育て世代への助成など多様な取組を知らないという市民が多いことから、市全体で市民へ積極的に周知することが必要ではないかと考える。

引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が続くと予想されることから、新しい生活様式に基づき、感染症対策やＩＣＴを活用した教育環境の構築を着実に実施していただきたい。

また、今日、児童生徒の状況に応じたきめ細かい学習支援・生徒指導上の課題への対応、学校安全の確保など、学校を取り巻く課題は、ますます複雑化・困難化している。こうした課題を解決し、子どもたちの「生きる力」を育むためには、学校と地域が一体となって、地域住民や保護者等の適切な支援や協力を得ながら、子どもたちの成長を支えていく必要がある。

そのための仕組みとして、向日市では各小中学校に地域学校協働本部が設置されているが、新学習指導要領が掲げる「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、車の両輪とも言うべき、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置を進めることが望まれる。

今後も、教育委員会全体で「第２次ふるさと向日市創生計画」に基づき、魅力ある向日市の教育の推進に尽力されたい。

向日市議会令和3年第3回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について

令和3年9月28日

教 育 総 務 課

令和3年9月6日から8日までに開催されました、向日市議会令和3年第3回定例会一般質問答弁について、教育委員会分は以下のとおりでしたので報告します。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(MUKOクラブ 和島 一行) 不登校支援について 「ひまわり広場」以外の施設について 教職員の資質の向上について	【教育長答弁】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を踏まえ、文部科学省から令和元年10月に「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知が発出されている。 同通知において、不登校児童生徒への支援の視点として「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるとされている。 また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう本人の希望を尊重した上で、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこととされている。 京都府教育委員会において、学校以外の学びの場として、平成20年度から学校復帰や希望進路の実現に向けて取り組むフリースクールの認定制度を設けておられ、府内6ヶ所のフリースクールが認定を受け、連携協力を図られている。 本市では、学校において、保護者からの相談に応じる中で、民間施設について情報提供するケースもあり、教育委員会としても京都府認定フリースクールの視察を行う他、他の民間施設の情報把握にも努めているところである。 引き続き、各学校と緊密に連携を図り、教育相談等の場を通じて、児童生徒一人一人の状況に応じて情報提供を行ってまいりたいと考えている。 不登校児童生徒へのきめ細やかな対応を図るためには、個々の児童生徒への支援の方法や、スクールカウンセラー等の専門家との連携を生かした児童生徒支援の在り方などを学んだり、早期発見、初期対応のための組織的な対応の大切さを認識する必要がある、そのための教員の研修を通じた資質能力向上のための取組みは不登校への適切な対応に資する重要な取組みである。 このため、任命権者である京都府教育委員会におかれては全教職員対象に経験年数など段階に応じた教育相談の知識や技能の習得を目指した研修を実施されており、本市の教職員も積極的に参加している。

進路の問題について	また、本市においても、全教職員を対象に教育委員会主催の教育相談に関する研修会を実施するとともに、校長会と連携を図り、教育相談担当教員を対象とした研修会を開催しており、さらに、各学校では、スクールカウンセラーを講師に不登校についての校内研修を実施するなど、教職員の不登校児童生徒への支援についての理解を深め指導力の向上に努めているところである。 不登校の時期が休養や自分を見つめ直すなどの積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益にならないように留意することが重要であり、本市においては、不登校生徒への学習保障として、適応指導教室の運営はもとより各中学校において、生徒一人一人の状況に応じて家庭訪問や放課後学習などをきめ細かく行い、学びの保障に努めているところである。 また、卒業後の進路についても、生徒自らが主体的に選択できるように、学級担任だけでなく、進路指導主任や学年主任が生徒や保護者と進路について相談を積み重ね、不登校生徒一人一人の希望進路の実現につなげるよう努めているところである。
オンラインでの出席について	昨年度までは1人1台端末が配備されていない中で、学校からは不登校児童生徒が自宅でのICT等を活用した学習活動を行いたいとの申し出はなかったと聞いている。 今年度は1人1台端末の配備を終えているので、このコロナ禍の中、出席停止となった場合の学びの保障としても、オンラインでの学習ができるよう、2学期当初に端末を家庭に持ち帰り、各家庭におけるネットワーク接続テストを実施しているところであり、接続が確認でき次第、各学校において、できる取組みから進めることとしている。 また、不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した場合の指導要録上の出席の取扱いについては、先に申し上げた文部科学省の通知の中で、要件が定められており、「保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること」、「訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること」、「ICT等を活用した学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること」などが示されている。 教育委員会としては、1人1台端末などICTを活用した学習による希望があったら、どのように学習を進めるのか、また出欠の取扱いについて、どのように扱うのか、不登校児童生徒一人一人を支援する立場に立って、校長と十分協議してまいりたい。
(再質問) 府内でフリースクールの施設は何箇所あるのか。また、支援しているのか。	【教育長答弁】 京都府認定のフリースクールは6箇所あり、京都府教育委員会が調査研究を委託する形で経費を支援していると伺っている。

(令和自民クラブ 天野 俊宏) 本市のスポーツについて スポーツ推進計画について	【教育長答弁】 スポーツは、人生をより豊かに、充実したものにするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や心身の健全な発達を図る上で必要不可欠なものであり、市民の皆様が生涯にわたってスポーツに親しむことは大変重要であると考えている。 本年３月に策定した「向日市スポーツ推進計画」は、平成２１年に策定した「向日市スポーツ振興基本計画」の趣旨を継承するとともに、国のスポーツ基本計画及び京都府スポーツ推進計画を参考に、施策の３つの柱として、「生涯スポーツの推進」「競技スポーツの充実」「スポーツ拠点の整備」を掲げ、具体的な取組の展開に当たっては、スポーツを「する」「みる」「ささえる」の視点を踏まえることとしている。 本計画策定に際しては、満１８歳以上の市民の皆様を対象に「スポーツに関する意識調査」を実施し、市民の皆様の運動やスポーツに関する意識や取組状況、また、スポーツ施設に対する要望などを踏まえ、今後、重点的に取り組んでいく必要がある施策を盛り込み、簡潔明瞭に、そして読みやすい計画となるよう、努めたところである。 前計画策定から１０年以上が経過する中で、本計画では時代の進展に対応し、子どもから高齢者の方まで、また、障がいのある方もない方も気軽に参加できるライフステージに応じたスポーツ活動の推進を図ること、また、超高齢社会において健康で自立した生活を送るためには、高齢期を迎える前から日常的な運動による健康の維持、体力の向上が重要であり、健康寿命の延伸に向けた取組みを進めることなどをうたい、前計画において、目標である５０％を達成した「成人の週１回以上のスポーツ実施率」を、本計画では、６５％程度とするとともに、新たに週３回以上のスポーツ実施率を３０％程度とする数値目標を掲げたところである。 また、本市のスポーツ事業については、これまでから（公財）向日市スポーツ文化協会や関係団体と連携しながら、取り組んできたところであるが、各種スポーツ教室、市民総合体育大会の開催、スポーツ推進委員協議会事務局など、取組みの多くを同協会の事業として担っていただいております、今後さらに連携を深め、本計画を推進してまいりたいと考えている。 なお、議員のご質問の中で、本計画のボリュームが少ないのではないか、あるいは、取組みの記載が抽象的ではないかというご指摘かと存じますが、できるだけ目を通していただきやすいように文章のボリュームは少なく、簡潔明瞭に記載している。 したがって、取組みの一つ一つに説明を加えるということはしていないが、例えば、「ライフステージに応じたスポーツ事業の実施」という取組みでは、一般向けや高齢者向けなど様々な事業を実施している。 今後、毎年度計画する事業全体を、「向日市スポーツ推進計画」
--	---

**通学路等や学校の安全
対策について**

**通学路の再点検結果に
ついて**

の施策に沿って、別途お示しするようなことも工夫してまいりたい。

そして、市民の皆様が、健康で心豊かに暮らせるよう、評価指標として掲げている成人のスポーツ実施率の達成を目指し、一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努めていく。

本市においては、議員ご案内のとおり、平成24年度の「通学路安全確認対策チーム」の設置以来、通学路の安全確保に向けた取組を推進してきたところである。

平成26年度には、「向日市通学路交通安全プログラム」を策定し、同プログラムに基づき、交通対策担当である京都府向日町警察署と本市公園交通課、道路管理者である京都府乙訓土木事務所と本市道路整備課及び通学路担当である学校教育課の5者で構成する「向日市通学路安全推進会議」を設置し、令和2年度からは保育所を所管する子育て支援課を加えた6者による関係機関の連携体制の下、児童生徒の通学路などの安全確保に努めているところである。

同会議では、学校がPTAとともに実施している通学路の安全点検において、対策が必要であると判断された箇所や、地域の方々から学校に寄せられた危険箇所の情報などについて、対策の方法などを各校区ごとに検討を行い、対策が必要な箇所については可能な限り改善を図り、関係機関との合同点検の実施や対策後の効果の確認を行うなど、毎年継続的に通学路の安全確保に取り組んでいる。

今年度は、7月上旬に会議を開催し、合同点検を実施する予定としていたところ、6月28日に千葉県八街市において痛ましい事故が発生し、国において、全国の通学路における総点検の実施が検討され、安全点検についての通知がなされるという報道発表があったことから、予定を変更し、通知の内容を精査した上で実施することとした。

その後、7月9日付けで文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁合同による「通学路における合同点検等の実施要領」が通知されたところである。

この実施要領によると、「見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所」「過去に事故に至らなくても、ヒヤリハット事例があった箇所」「保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所」などの観点を加えた合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出、対策案の検討・作成を進めることとされている。

本市においては、従来、「向日市通学路安全対策推進会議」において、学校やPTA、地域の方々から寄せられた情報などを参考に、通学路の危険箇所の対策について協議してきたが、今回新しく実施要領が通知されたことで、国が示す新たな観点も取り入れて、今年度は9月中に合同点検を実施する予定としている。

この合同点検結果も踏まえ、子どもが安全に安心して通学できるよう、さらに、関係機関と連携の下、通学路の安全対策に鋭意取り

学校内の危険箇所、安全対策について (要望) それぞれの事業をしっかりとするとともに、10年後ではなく、5年後に計画の見直しをし、その時代に合ったスポーツ行政をしていただきたい。 また、市民全体で参加できるチャレンジデーなどの実施を検討して	組んでまいりたい。 【部長答弁】 本市における学校施設の多くは、建設から50年近くが経過しており、老朽化の進行や機能低下がみられ、その対策が喫緊の課題となっていることから、「向日市小中学校個別計画」の中においても、今年度から3年間は、緊急度の高い施設の改修に取り組むこととしている。 そうした中で、昨年度、第2向陽小学校において、階段裏天井などから2度にわたるモルタルの剥離・落下の事象が発生したことを受け、直ちに、緊急対策工事を実施したところである。 こういった事象を未然に防ぐため、全小中学校において、落下等が懸念される天井、梁、壁、階段裏など、危険箇所を一斉点検するため、専門業者による内壁劣化調査を急遽昨年度に実施した。 内壁劣化調査の結果についてであるが、危険度が高く早期に対応が必要な箇所が、全小中学校合計で122箇所、次に、異常は見られないが、1年ごとの点検が必要な箇所が337箇所あることが判明した。 これら、早急に修繕が必要と判断した箇所に加え、1年ごとの点検が必要な箇所についても、今年の夏季休業期間を利用して、内壁及び天井のモルタル落下防止工事を行い、全ての小中学校において安全対策を講じたところである。 また、今年度に取り組む外壁調査については、目視調査及び打診調査、赤外線調査等を計画し、今月着手したところであり、その調査結果については、年内に取りまとめる予定としている。 なお、緊急度の高い、第4向陽小学校の南校舎、第6向陽小学校の北校舎、寺戸中学校の北校舎については、先行して今年の夏季休業期間から外壁改修工事を実施しており、9月末に工事を完了する予定である。 教育委員会としては、今後、外壁調査結果に基づき、計画的に改修工事を進めていく。
--	---

いただきたい。

(日本共産党議員団
丹野 直次)
児童・生徒、校内の安全確保について
コロナ禍における教育について
本市の取り組みについて

【教育長答弁】

全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、京都府においても、緊急事態宣言期間中にある現在、本市の感染状況については、感染者数が7月末から急増し、子どもの感染割合も高まっている。

また、感染力の強いデルタ株への置き換えが進む中、全国的な感染拡大が続いており、2学期が始まり、児童生徒の感染者数の増加も懸念されているところである。

こうした状況の中、教育委員会としては、文部科学省から発出された「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等」に関する一連の通知等を踏まえた上で、児童生徒の健やかな学びを保障するため、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた教育活動を継続していくこととしている。

2学期の開始に当たっては、改めて3密の回避や咳エチケット、正しいマスクの着用、手洗いや手指消毒の励行など基本的な感染症対策を徹底するとともに、感染拡大防止の観点から、児童生徒に風邪症状が見られるときには登校を控えることはもとより、同居の家族に同様の体調不良が見られる場合についても登校を控えていただくよう、保護者に対して、ご理解とご協力をお願いしているところである。

なお、緊急事態宣言発令中の9月12日までの期間、対策を講じていながらも、感染リスクの高い、リコーダー及び鍵盤ハーモニカの演奏、調理実習、近距離で組み合ったり接触したりする運動等については、一時的に活動を見合わせている。

また、中学校の部活動については、大会を除く他校との練習試合を中止するとともに、自校で行う練習は2時間以内とし、身体接触を伴う活動や大きな発声、激しい呼気を伴う活動等については、実施しないこととしている。

加えて、9月末までに実施を計画していた修学旅行や宿泊学習、遠足等の校外学習についても、実施を延期している。

各学校においては、2学期当初の学級活動において、感染症に関する正しい理解や、その対策について指導し、児童生徒が感染症対策の意義を理解した上で、一人一人が自分にできる対策を改めて考える機会としたところである。

とりわけ、マスクの着用については、口と鼻を覆うだけでなく、顔にすき間なく装着するなど、正しいマスクの着用について、また、手洗い・手指消毒の励行、規則正しい生活習慣を確立させることなどを指導し、併せて、各家庭においても感染症拡大防止に向けて警戒を強めていただくようお願いしている。

加えて、校内で児童・生徒が密集しやすい手洗い場やトイレ等の

教職員の抗原検査、P C R 検査、ワクチン接種状況について	前には、足元に印を付け、身体的距離を感覚的に身に付けさせる工夫や、1日の終わりには、児童・生徒の活動場所を丁寧に消毒するなどの対策を継続させ、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう努めているところである。 今後、感染状況がどのように変化するのか、予測が困難ではあるが、2学期に実施を計画している体育大会や修学旅行等の学校行事は、児童生徒の学校生活に潤いや、秩序と変化を与え、また、思い出に残る有意義な教育活動であり、教育委員会としては、可能な限り、学校行事を実施したいと考えており、実現に向け、校長会と十分協議してまいりたい。 本市の小中学校に勤務する教職員に係る、抗原検査については、現在までのところ受検したとの報告は受けていないが、P C R 検査については、今年度、現時点で学校から報告があった受検数は、濃厚接触者としての受検が6件、慎重を期して念のための受検が9件、風邪症状など本人の自覚症状による受検が3件の、合計18件であった。 また、教職員のワクチン接種については、京都府が大規模接種会場において、医療従事者や65歳以上の高齢者、警察職員、府立学校教職員等に対して実施されていたワクチン接種を、去る6月27日から7月12日まで、公立小・中学校に勤務する教職員等に対象を拡大されたことから、本市の小中学校に勤務する教職員のうち、5割以上の者が活用し、接種した。 それに加え、居住地の自治体における集団接種や、各医療機関の個別接種などにおいて接種した者もあり、去る9月20日に開催した臨時校長会議の席上、聴取したところ、全教職員のうち、各校おおむね8割ないし9割程度、2回目のワクチン接種を終えているとの報告を受けている。
(令和自民クラブ 永井 照人) 通学路の安全対策について 交通安全ボランティアの確保について 危険箇所の徹底調査について 協力体制の充実について	【教育長答弁】 まずはじめに、議員のご質問の中にもあったように、本市の児童生徒の登下校の見守りについては、学校、P T A、そして地域の見守りボランティアの方々など、多くの方々に、日々、ご尽力をいただいている。心より感謝申し上げます。 さて、通学路の安全対策については、昨日の他の議員にお答えした内容と重複するが、本市においては、平成24年度の「通学路安全確認対策チーム」の設置、その後、平成26年度の「向日市通学路交通安全プログラム」に基づく「向日市通学路安全推進会議」の設置により、関係機関の連携体制の下、児童生徒の通学路などの安全確保に努めているところである。 同会議では、学校がP T Aとともに実施している通学路の安全点検において、対策が必要であると判断された箇所や、地域の方々から学校に寄せられた危険箇所の情報などについて、対策の方法などを各校区ごとに検討を行い、対策が必要な箇所については可能な限

(公明党議員団 富安 輝雄) 冷水機設置による熱中 症対策について 小・中学校への冷水機 の設置について 既設の冷水機の取り扱い について 設置の検討について	り改善を図り、関係機関との合同点検の実施や対策後の効果の確認を行うなど、毎年継続的に通学路の安全確保に取り組んでいる。 しかしながら、本年6月28日に、千葉県八街市において痛ましい事故が発生し、7月9日付けで文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁合同による「通学路における合同点検等の実施要領」が通知されたので、今年度は、議員ご案内の新しい観点も踏まえ、9月中に危険箇所の合同点検を実施する予定である。 その中で、議員ご指摘の交通事情が変化している新たな箇所などを加え、ソフト面から点検してまいりたいと考えている。 また、交通指導員については、「向日市通学路安全推進会議」において、必要と判断した箇所に配置するとともに、道路の状況や児童の通学状況を踏まえ、必要な箇所には、複数の人員を配置しているところである。 今後、さらに、見守りボランティアなどの地域の皆様のご意見も伺い、また、交通事情の変化にも十分注視し、「向日市通学路安全推進会議」を中心に、危険箇所の把握・点検を行い、関係機関連携の下、通学路の安全対策に鋭意取り組んでまいりたい。 【部長答弁】 本市の小中学校の冷水機の設置状況は、第4向陽小学校に寄附していただいた冷水機が3台設置されていたところ、令和2年度にPTAから更新のため、新たに1台ご寄附をいただいている。中学校では部活動での利用も見込まれることから、全ての中学校において、合計10台の冷水機が設置されており、そのうち6台は寄附していただいたものである。 コロナ禍における学校での冷水機の取扱いについては、既設の冷水機全てが直接口をつけるタイプのため、4向小においては感染症対策として使用禁止に、各中学校においても直接口をつけるのではなく、冷水を水筒に入れるよう指導している。 教育委員会においては、本年7月に「学校における熱中症対策ガイドライン」を策定し、各学校に対して、熱中症対策の一つとして小まめな水分補給を行うことを指導している。 また、各学校においても、水分補給のための水筒持参を推奨しており、この習慣が一定定着しているが、運動中の水分補給には、深部体温を下げる効果があり、水を吸収する器官である小腸に速やかに移動することから、冷たい水が良いと言われており、冷水機は熱中症対策として有効なものであると存じている。 しかし一方で、このコロナ禍の学校においては、可能な限り密を避けることや、物の共用を控えるよう指導している中、冷水機を設置することで、冷たい水を求めて列をなし密になることや、手で押すボタンを共用する可能性が生じることが懸念されている。 また、議員ご提案の「ボトル給水タイプ」の冷水機については、熱中症対策やペットボトルごみの削減につながる効果が期待できる
--	---

(要望) 新型コロナウイルス感染症防止の観点から「ボトル給水タイプ」の冷水機の導入を計画していただきたい。 先行事例として、八幡市の全中学校で導入していると聞いているので、調査していただきたい。 (日本共産党議員団 北林 智子) 地域からの要望について 小学校通学路の交通安全対策について 通学路の点検について 実施方法について	ものと存じているが、現在、新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれない中、今は学校の感染症対策に注力していく必要があり、コロナ禍での設置は厳しいものと考えている。 【部長答弁】 他の議員にお答えしたとおり、本市においては、平成24年度の「通学路安全確認対策チーム」の設置、その後、平成26年度の「向日市通学路交通安全プログラム」に基づく「向日市通学路安全推進会議」の設置により、関係機関の連携体制の下、児童生徒の通学路などの安全確保に努めているところである。 同会議では、各学校がPTAとともに実施している通学路の安全点検において、対策が必要であると判断された箇所や、地域の方々から学校に寄せられた危険箇所の情報などについて、対策の方法などを各校区ごとに検討を行い、対策が必要な箇所については可能な限り改善を図り、関係機関との合同点検の実施や対策後の効果の確認を行うなど、毎年継続的に通学路の安全確保に取り組んでいる。 今年度については、7月上旬に会議を開催し、合同点検を実施する予定としていたところ、6月28日の千葉県八街市において痛ましい事故が発生し、国において、全国の通学路における総点検の実施が検討され、安全点検についての通知がなされるという報道発表があったことから、予定を変更し、通知の内容を精査した上で、実施することとした。 本年7月9日付けで、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁合同による「通学路における合同点検等の実施要領」が通知されたところである。 この実施要領によると、「見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所」「過去に事故に至らなくても、ヒヤリハット事例があった箇所」「保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所」などの観点を加えた合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出、対策案の検討・作成を進めることとされている。
--	--

(日本共産党議員団 佐藤 新一) 牛ヶ瀬勝竜寺線について ひまわり交差点について 交通指導員の配置について (再質問) P T A から、ひまわり交差点が危険箇所だと指摘されていないのか。	本市においては、この通知を踏まえ、国が示す新たな観点も取り入れ、今年度は9月中に合同点検を実施する予定としているところである。 今後においても、子どもが安全に安心して通学できるよう、関係機関連携の下、通学路の安全確保に取り組んでまいりたい。 【部長答弁】 先ほど他の議員にもお答えしたとおり、本市においては、平成24年度の「通学路安全確認対策チーム」の設置、その後、平成26年度の「向日市通学路交通安全プログラム」に基づく「向日市通学路安全推進会議」の設置により、関係機関の連携体制の下、児童生徒の通学路などの安全確保に努めているところである。 同会議においては、学校がP T Aとともに実施している通学路の安全点検において、対策が必要であると判断された箇所や、地域の方々から学校に寄せられた危険箇所の情報などについて、対策の方法などを各校区ごとに検討を行い、対策が必要な箇所については可能な限り改善を図り、関係機関との合同点検の実施や対策後の効果の確認を行うなど、毎年継続的に通学路の安全確保に取り組んでいる。 ご質問の、5向小南西の交差点、通称「ひまわり交差点」の交通指導員については、「向日市通学路安全推進会議」において、以前は登下校時にそれぞれ1名を配置していたが、道路の状況や児童の通学状況を踏まえ、平成31年4月から登校時の指導員を2名に増員したところであり、現在のところ、さらなる増員を行う予定はない。 今後においても、学校やP T A、そして地域の方々のご協力をお願いするとともに、子どもが安全に安心して通学できるよう、関係機関連携の下、通学路の安全確保に取り組んでまいりたい。 【部長答弁】 ひまわり交差点については、従来からP T Aから様々な声があがっているため、毎年点検を行っている。また、先ほどもお答えしたとおり、今年度は9月中に合同点検を実施する予定としており、この箇所も含めて、再度点検してまいりたい。
--	---

向日市議会令和3年第3回総務文教常任委員会質疑要旨

- 1 日 時 令和3年9月14日（火） 午前10時～午後2時20分
- 2 場 所 向日市役所第1委員会室
- 3 委 員 丹野委員長、石田副委員長、山田委員、永井委員、上田委員、杉谷委員

議案第58号 令和2年度向日市一般会計歳入歳出決算の認定について	
	○質疑
	【小中学校関係者におけるコロナの陽性者の情報提供について】
委員	小中学校の関係者でコロナの陽性者が出た場合、保健所から情報提供はあるのか。幼稚園の場合はどうか。
事務局	幼稚園の情報については把握していない。
委員	小中学校は教育委員会に連絡が来るのか
事務局	向日市立の小中学校の感染については、保護者から連絡をいただく形となっている。
委員	保健所からの連絡はないということか。
事務局	時間差で連絡が来ることはあるが、これまでの状況では、第一報は保護者からいただいている。
委員	時間差はあっても、保健所から状況提供はあると理解して良いか。
事務局	情報提供はしていただいている。
委員	第1保育所の園児でコロナ感染者が出たが、児童生徒がその感染者のきょうだいである可能性も考えられる。その場合の対応策は。 また、昨年度の休校期間中における、各学校の対応について伺いたい。
事務局	第1保育所でコロナ感染した園児のきょうだいは、小中学校に数名が在籍していた。このケースできょうだい以外の児童生徒が不安を理由に学校を休むという選択をする児童生徒はない。 濃厚接触者と認定されない場合でも、不安を訴える児童生徒がいる場合は、保護者と教員の間で十分に話し合いを行い、学校を休むという選択をされる場合は、欠席ではなく出席停止という対応を行う。 休校期間中の対応については、学校ホームページや府教委ホームページの活用、週1

	回の家庭訪問でのプリントの配布などで学習保障に努めた。 また、長期休業期間の短縮や補習授業、学校行事の見直し等を実施し、遅れることなく3月末までにカリキュラムを終了したところである。
委員	夏休みの短縮や週1回の家庭訪問だけで大丈夫なのか、心配な面もある。休んでいる児童生徒に対しては、どのような対応を行っているのか。
事務局	これまでから、学校に行けない児童生徒については、一律に週1回というわけではなく、支援が必要な子どもについては、それ以上の家庭訪問を行い面談を重ねてきた。 また、学習保障については、夏休みの短縮という物理的な方法だけでなく、家庭で習得できるものは家庭で、子どもと顔を合わせなければならない授業は学校で、という形で授業の改善に力を注いできた。 現在はオンラインが整備され、特に中学校では定期テストが行われており、それに間に合うような配信も行っている。
委員	GIGAスクール構想や家庭訪問など、教職員の方も苦勞されていると思う。現場の教職員の声を、どのように集約しているのか。 また、子ども達の声についてはどうか。
事務局	子ども達の声については、休校期間中にアンケートを行った。教職員については、月1回開催される校長会において、各校長を通じて意見を集約している。
委員	各小中学校での意見の集約について、具体的な手順を教えてください。 また、学校でのアルコール消毒作業は非常に重労働であると思うが、どのような形で行われているのか。
事務局	各学校では、週に1回、運営委員会が開催され、そこには各学年主任や生徒指導主事等が参加し、刻一刻と状況が変化するコロナ対応についても、事細かに情報共有が行われている。 消毒作業については、昨年度については、当初は教員が行っていたが、年度途中から各学校にサポートスタッフが配置され、教員の業務の軽減が図られた。
事務局	今年度については、すべての小中学校に、1日2名のスタッフを2時間配置している。
委員	消毒は、1日の間に何度も行う必要があるが、その2時間についてはどのように活用しているのか。
事務局	日中は、子ども達が手洗いをを行うとともに、消毒液を活用している。スタッフは、放

	課後に2時間消毒作業を行う。
委員	便器の清掃業務委託について、洋式化に伴い、子ども達は掃除を行わず、すべて委託業者が行っていると理解して良いか。
事務局	洋式になっても、子ども達は掃除を行っている。
委員	具体的に、委託業者はどんな業務を行っているのか。
事務局	日常の掃除では取れない汚れの清掃を行っている。
委員	配布されたiPadについて、中に入っているソフトなど、今後の運用方法について教えていただきたい。
事務局	iPadには、すでにたくさんのアプリケーションが入っている。 各学校で、新しいアプリケーションを希望する場合は、教育委員会に申請し、必要性を精査したうえで、教育委員会が一括して導入している。 今後は、各学校の利用の仕方に応じた、柔軟な導入方法が望ましいと考えている。
委員	一度配布されたiPadは6年生まで同じものを使用するのか。学年毎に変わるのか。
事務局	6年間同じものを使うのか、アカウントだけを移行するのか。現在、利便性について精査しているところである。
委員	端末が破損した場合の対応は。代替機はあるのか。
事務局	各クラスに1台の予備機がある。破損した場合は修理を行い、修理の間は予備機を使って授業を受ける形となる。
委員	端末を持ち出した際に破損した場合、保護者負担の可能性は。
事務局	今年度については、破損したという話は聞いていない。 明らかに故意で破損した場合は、保護者に負担していただく可能性は考えられる。
委員	コロナ対応について、小中学校で陽性者が出て、濃厚接触者が多数出たとき、どういう状況になれば学級閉鎖になるのか。学校に来られない子どもの学習の保障はどうなるのか。

事務局	感染者が判明した時点で学校の方も積極的疫学的調査に協力すると国のガイドラインに書かれており、調査に協力するという部分で保健所とやり取りをしている。これまでの臨時休業の措置については、保健所等と連携をとり、今回改めてデルタ株の感染が進み新たにガイドラインが作成され、学級に一人感染が出たとしてもそれが学校内で拡大するというおそれがある場合には、学級閉鎖、その学級が複数ある場合は学年閉鎖、その学年が複数あれば全校一斉の臨時休業と変えられた。 現在のところ学校内で感染が拡大するということが心配されたケースが今のところなく、その措置はいまのところ取っていない状況である。 P C R検査を受けた場合に濃厚接触者と特定された場合は陰性であっても14日間の自宅待機とされているので、その家庭の状況に応じた学習支援、心のケアに努めている。 学習保障については、オンラインによる学習支援や家庭訪問で学習資料を届けたり、自宅待機の2週間で明けてから学校で補習をしたり、学校の方で状況に応じた支援をしている。
委員	保育園では2週間休園という措置もとられた、インフルエンザの場合は一定割合の子どもが感染したら学級閉鎖になると決まっている、どういう状態になったら学級閉鎖になるのか。 学級閉鎖に至らなくとも、濃厚接触者としてかなりの数の子どもが学校に来られない状態になったときにどうするのか。
事務局	濃厚接触者の特定の基準はマスクを着用していない時の行動内容である。 学校の教員はその点を観察しており、食事は黙食を実施しているが、児童同士がマスクを取って長い間会話した状況で、感染者が出た場合等、学級全体に感染拡大が心配されるときは、学級閉鎖の措置を取らなければならないと考えている。 感染者の行動履歴を追い、保健所の決定に従い学級閉鎖をするか決めている。
委員	インフルエンザのように何人で学級閉鎖をするということではなく、その都度保健所と相談し決めているということか。
事務局	そのとおりである。
委員	コロナ禍の中で、学校行事や地域とのつながりが減ってきているが、子どもの変化は感じているか。
事務局	子どもの大きな変化の報告は受けていない。 地域との関わりは、緊急事態宣言当初は来校をご遠慮いただいていたが、現在は、感染症対策をご理解いただき、当日の行動の打ち合わせもした上で、徐々に触れ合いは多くなってきている。

	【幼児教育の無償化に伴う低所得世帯への財政支援について】
委員	幼児教育の無償化に伴い、従来の私立幼稚園の就園奨励費が廃止された。無償化は大変喜ばしいことだが、一方で、低所得世帯への財政支援がなくなった。低所得世帯への財政支援について、何か検討しているか。
事務局	教材費については、経過措置として補助金を支出し、入園補助金についても創設した。低所得世帯については、市全体として、できる限りの支援策を検討したい。
委員	以前の答弁で、教材費補助金の廃止により、3,300万円の財源が生まれるとの説明があり、市としては、それを子育て施策全体の財源として活用したいとのことであった。その財源を、低所得世帯への支援にも活用していただくよう要望する。
委員	私立幼稚園入園補助金事業であるが、当初の予算は77万3千円であり、決算は105万円であるが、上回ったということか。また、令和3年度は予算化されているのか。今後、このような補助事業は拡大していくのか、縮小していくのか。
事務局	令和2年度に関しては、申請者も多く106万円の決算となった。 令和3年度から子育て支援課に所管が変わり、教育費での予算計上をしていない。今後この制度の拡大縮小に関しては、現状維持のまま進めていくこととなっている。
	【トイレの洋式化について】
委員	トイレの洋式化については、すべてのトイレを洋式化する予定か。現在の、整備率は。
事務局	5か年の小中学校のトイレ改修計画計上分については、すべて洋式化が完了した。整備率は、小学校が61%、中学校が50%である。
委員	トイレについては、すべてのトイレを洋式化する意向であると理解して良いか。
事務局	平成28年度から5か年の小中学校のトイレ改修計画計上分については、令和2年度にすべて洋式化が完了した。
委員	洋式トイレにすべてするという計画についてどのように考えているのか
事務局	和式のトイレについても一定のニーズがあり、現時点で100%洋式化することは考えていない。
委員	和式トイレの必要性があるならば9割は洋式にするなど、その計画はあるのか。

事務局	いつまでに何パーセントにするなどの目標は立てていない。
市長	現状の便器の数が、最大限子どもがいたときの数になっている。それが全部必要であるかという問題がある。洋式便器には座りたくないという子どもが清潔感等の関係でいて、和式トイレの必要性もあり、また、教育的配慮としてある一定の和式トイレを残す必要があると考えている。
委員	子どもの数が減っているのは理解している。和式のトイレでないと困るという子どもがいるのであろう。聞いているのは、洋式トイレでなかったから、家まで我慢するという子どもがいたということで、洋式トイレに変わってきたという経過があったのではないか。現状の洋式化の割合が5、6割でいいのかについて伺いたい。
市長	私が初めて小学校・中学校を見に行った時にこのトイレではいけないと思い5か年計画で始めた経緯がある。家のトイレの方がきれいで、学校のトイレが汚かったり、洋式になっていなかったので取り組んだ。 トイレの稼働率を考えて、よく使っているところは洋式トイレに、比較的使っていないところは和式トイレを残すという配慮をしながら令和2年度に終わったが、今後については状況を見て、それで足りない、したほうが良いと声があればすべきだと思っている。 また、老朽化に伴い校舎が建て替えの時期に来ていることもあり、そのあたりも鑑み決して洋式でなかったから家に帰ってするということがないようにしている。
委員	【家庭のインターネット環境について】 すべての家庭がインターネットを使える環境にあるのか。
事務局	各家庭のインターネット環境については、9月に端末を自宅へ持ち帰ってもらい、通信状況のテストを依頼した。近々、各学校からその結果が報告される。
委員	I C Tに関して、教職員への研修体制は。 また、ネット環境が整っていない世帯への対応はどのようにするのか。
事務局	I C Tに関しては、教育委員会5名と各学校に2名のI C T担当を置き、そのメンバーでプロジェクトチームを作っている。そこで、問題点の洗い出し等を行い、その結果については、各学校のI C T担当の教員から、他の教員に下ろす形で進めている。 インターネット環境のない家庭については、モバイルルーターの貸出で対応する。
委員	プロジェクトチームの活動状況は。教員の中には、I C Tの扱いが苦手な方もおられる。そういう教員に対してはどのようなフォローを行っているか。

事務局	学期の2回ないし3回開催を予定しており、状況に応じて随時開催することとしている。 すべての教員がICTを使えなければ、学校全体のICT化を進めることはできない。したがって、その学校で一番苦手な先生が使えるようにすることを目標に進めている。苦手な先生が慣れていく移行期間と捉え、あせらずに取り組んでいきたい。
委員	ICTについて、現在オンライン授業はできる状態か。
事務局	環境は整っている。
委員	現在はどの程度利用しているのか。自宅に持って帰ることなど今後どのように考えているか。
事務局	まずは、端末に慣れることを目的としてきた。2学期からは、全小中学校で持ち帰りテストを行い、インターネット環境の整っていないご家庭を調査する。今後は、学校が臨時休業などした際に存分に活用していきたい。
委員	1週間でどの程度タブレットを使った授業をしているのか。
事務局	現在、使用状況にばらつきがあり、集計はしていない。
委員	ICT支援員の配置状況はどうか。
事務局	教員間のICT技術のギャップを埋めるため、不慣れな教員も使用できるようにすることを目標にプロジェクトチームで対応している。現在、教員が課題としてあげているものは、教育委員会に対応可能なため、ICT支援員は配置していない。
委員	今後、配置を進めていく予定はないのか。
事務局	今後、活用が進み、教育委員会に対処ができない課題が発生する状況になれば検討していきたい。
委員	管理用端末が配備されているが何を管理するのか。使用状況を管理するものか。
事務局	教育委員会に1台配置している。学校で使うアプリケーションを一括に入れるためなどの管理用端末である。使用状況を管理する端末ではない。
委員	【学校の老朽化における今後の計画について】 学校の老朽化、今後の計画について伺う。

事務局	施設の個別計画であるが、施設の長寿命化という考えを取り入れて、期間40年で中長期計画を策定している。 学校の長寿命化を考えるにあたって、今後令和3年から令和5年の3年間で老朽化した建物に優先順位をつけ修繕していき、令和6年度からの10年間で第2向陽小学校と勝山中学校の建て替えを検討している。
委員	長寿命化も非常に大事ではあるが、事故がないように安全面を考え、危険だと思えば早急にやっていただきたい。
委員	【通学区の弾力化の制度について】 通学区の弾力化の制度について、現状を知りたい
事務局	弾力化について、停止を進めているのは、第4向陽小学校の令和5年度就学児分以降当面の間である。 取扱い要領の改定を進めているところであり、それがすめば周知していく。 現状の進み具合については、出生児数が確定しない限り就学児童数の推計ができないので、今のところ令和8年度まで推計している。
委員	第4向陽小学校区の見通しについて、北部の方では乳幼児がたくさんいる、第6向陽小学校より、目の前にある第4向陽小学校に通わせたいと思う、増築もしていただいているが今後の見通しを伺いたい。
事務局	第4向陽小学校の先の児童数の見通しであるが、令和5年度の入学から弾力化を停止し、校区外の子どもが通学することがなければ、令和8年度までは今の施設で収容できると推計している。 今後、小学校の児童数が増えるということは、6年後の中学校の生徒数が増えるということありそれも見越して進めていきたい。
委員	国も少人数学級を進めており、余計に教室が足りなくなっている、きめ細かい学習の制度を向日市内でもやっており、今でも第4向陽小学校は人数はぎりぎりで行っている。中学校も部活動や地域性で通学を考えている方もいる。 令和5年度からどのように周知していくのか、また今後の展望をお聞きしたい。
事務局	周知について、就学前の子どもがいる家庭には事前に案をお示した配布物などで一定の周知はできている。正式に要領が改正できれば、ホームページ、広報などで周知を検討していきたい。 これからの展望であるが、児童数は増えるが、長期的に見るとやはり子どもの数は減ってきている、そのバランスとの兼ね合いもありしっかり推計し注視していきたい。

委員	実施要項を議会でも示していただきたい。要望しておく。
	【令和３年度における要保護、準要保護児童数について】
委員	コロナ禍の中で、令和３年度の要保護、準要保護児童数が増加したか知りたい。
事務局	令和３年度の受給世帯数は大きくは変わっておらず、概ね同じ割合で推移している。
委員	周知などはどのようにしているのか。
事務局	毎年広報誌４月号、９月号、１月号に載せている。ホームページでは通年で就学援助のページを掲載している。 令和２年度、３年度はコロナで今まさに家計が急変したという家庭に対応するため、５月に全学校全世帯向けにチラシを作り全員に配布をしている。その内容も当初４月１日認定は４月末日であったが、６月末までを受付日とし、２か月遅らせたものである。
	【国際シンポジウムについて】
委員	文化資料館の国際シンポジウムについて伺いたい。
事務局	このような状態であるので、国際シンポジウムについては、実際に集うということではできないため、オンラインのリモート配信で海外から報告していただくことになっている。オンライン配信で５００名、文化資料館で配信内容を観覧する申込みも受け付けており、１０月１６日に実施予定である。 昨年度シンポジウムと展示をセットで行う予定であったが、今回のオンライン配信のシンポジウムに合わせ、この週末の土曜日から１か月間、壽岳文章展を開催予定である。
委員	シンポジウムについて、現在どれくらいの方が申込みされているのか。
事務局	ホームページで受け付けており、昨日の時点で７２名の申し込みがあった。 海外から半分くらいの方が申し込まれていると思われる。９月の広報にも掲載し、チラシの配布もしている。これからも申し込みが増えるように努める。
	【文化資料館及び天文館の雨漏りの状態について】
委員	文化資料館と天文館の雨漏りの状態について伺いたい。
事務局	文化資料館前面のタイルがかなり陥没していたが、昨年度修理を実施し、水たまりや危険な状況というのは解消されている。
事務局	天文館の雨漏りの状況であるが、玄関ホールに雨漏りが発生している。

	3月に業者が修理したが、その後も雨漏り発生し職員が目視できない隙間のところに亀裂があり市販のコーキング材で埋めたところ雨漏りが減った。その箇所が原因の一つであると思われる。今後、原因を見極めた上で対処したい。
委員	文化資料館の陥没の状態は大丈夫なのか、恒久的なものでないのか。 天文館の抜本的な改修が必要である。その点を教育部長に伺いたい。
事務局	改修の件であるが、文化資料館の部分は去年に修繕したが、隣接する府の埋文センターが文化資料館で見られたのと同じ状況が広範囲で起こっている。 文化資料館・図書館・埋文センターと一体になっているところであり根本的な問題は解決していないのではないかという状況である。今後状況を見極めて対処することになる可能性はあると思われる。
事務局	天文館の雨漏りであるが、今後、再度調査し、修繕に努めたい。
委員	天文館の改修と文化資料館、埋蔵文化財センターの状況について、早急な対応を強く要望しておく。
委員	【子ども未来づくり支援事業について】 子ども未来づくり支援事業はいつからあったのか、どこが主体となってどのような活動をしているのか。
事務局	この事業について、対象が二つに分かれており、主に児童・生徒の体験活動にかかわるもの、授業で外部講師を招いて体験活動を行い、その時の講師謝金等に活用している。もう一つは教職員対象、あるいは保護者も含めて研修会を実施するときの講師謝金等として活用している。
委員	どういう内容なのか。
事務局	要綱には詳細が載っているが、子どもに対する体験活動であり、教科の領域を超えての体験学習が子ども達の未来に大きな効果がある、そのことによってこれまでの授業の概念を超えた状態で体験学習を行う、たとえば中学生であれば職業体験などがあるが事前学習をすることで働くことへの興味を高めるというように考えている。
委員	【留守家庭児童会における保護者協力金について】 留守家庭児童会の保護者協力金調定額が、令和2年度が前年度に比べ減っているが、コロナで利用を控えたことによるものなのか。 保護者協力金は1か月単位であり、1日でも利用したら1か月分払わなくてはならな

	いということが不合理ではないかと申し出て要望していた。コロナ禍で休ませなくてはならない事態が突発的に起こっているので、留守家庭児童会協力金においても日割り計算をすべきではないか検討いただきたい。
事務局	協力金の減額について、利用される方が少なかったので減少した。 次に日割り計算であるが、1週間の内、2日来られる方、3日来られる方、塾で休まれる方等様々である。現在620名の方がおり、その方々を日割りで計算すると何を分母にするのか等問題がある。そのため、日割りができない代わりに令和2年度から特別休会ということで1か月利用しなかった方には申請していただき、1円もいただかないという形式をとっている。大変難しい問題だと考えている。
委員	私自身難しくないと思っている。たとえば週単位であるとかいくらでもやりようはあると思う。検討の余地はないのか。
事務局	検討はしている、
	【学校図書館図書の整備について】
委員	学校図書館図書の整備、予算配分と廃棄冊数がかなりあるが廃棄基準と廃棄後の扱いについて伺いたい。
事務局	図書の予算按分であるが、原則児童生徒数で按分している。
事務局	廃棄冊数については、古くなったもの、数値が変わっているもの、現在使わないものについて学校の方で選んでいるという状況である。冊数については非常に多いが必要な冊数というものが国で決められており、超えていない。
委員	図書費については生徒数で配分されているということか、廃棄については普通に廃棄ということになっているのか。
事務局	普通に廃棄である。
委員	廃棄の本の中でまだ読める本など、そういったものについては再利用されているのか。
事務局	廃棄したものを無駄なものとして扱うのではなく、使えるものについては活用している。現在の数値が違うなど、子ども達にとって教育の中身が間違っている、現在の情報と違うというものは処分している。
委員	中身を確認しながら残すものと廃棄するものと選別している。

事務局	そのとおりである。
	【埋蔵文化財について】
委員	埋蔵文化財について伺いたい。
事務局	埋蔵文化財発掘調査地一覧表に沿って前年度調査の報告をする。 一覧表の４番から９番まで森本の東地区の開発による発掘調査である。 道路・建物の施工地の発掘調査をし、縄文時代、弥生時代、長岡の時代、中世の時代と各時代の遺跡が発見されている。 ２０番・２１番寺戸町西において、飛鳥白鳳時代の瓦が大量に出土しそれらの成果については今年度の調査成果速報展において展示をした。 京都府埋蔵文化財センターも同様の展示をしている。 以上２３点の現場で森本地区、寺戸地区で特異な成果が上がったところである。
	【中学校の備品購入費について】
委員	中学校の備品購入費について、寺戸中学校だけが突出して多いのはなぜか。
事務局	寺戸中学校の備品について大きな楽器を買うため、３年に１回、持ち回りで一つの中学校に集めて購入している。昨年度は寺戸中学校が楽器を買う年であり、オーボエを購入した。
	【小学校の給食費の徴収について】
委員	小学校の給食費の徴収についての現状を知りたい。
事務局	小学校の給食費であるが現状は私会計である。
委員	給食費の件だが改善の見通しがあるのか。
事務局	国からも公会計化を進めるように通知されているが、中学校の給食の公会計も始まったところであり、状況を見ながら検討を進めていきたい。
	【中央公民館の機能について】
委員	公民館のことについて。中央公民館の機能についてどのように考えているのか。
事務局	中央公民館についてであるが、市民会館の運営にも大きく関わってくるものであり、文化・芸術の振興、利用者サービスの向上などの観点から総合的に検討している。
委員	中央公民館を置くということについて、永守氏とどのような話し合いをされているの

	か。市民会館だけの機能しかないのか。
事務局	永守氏とは話し合いをしていない。これ以上については現時点でお答えできない。
委員	今まで通りの中央公民館の役割を要望しておく。
	【五塚原古墳について】
委員	五塚原古墳について、管理状況はどうなっているのか。
事務局	五塚原古墳については現在市の管理である。 3年前の台風の影響で現在立ち入り禁止状態である。 現在の管理状況は、隣接する駐車場等にはみ出した枝を随時、職員及び業務委託により伐採を実施しているところである。
委員	管理をちゃんとしてほしいとの声も聞いている、事故が起こらないよう管理していただきたい。 今後の計画についてはどうなのか。
事務局	遺跡の保護が第1目標であり、活用に際して、今後整備も必要となっている。 この整備活用に際し、文化財の保存活用計画の策定をしなければならない。 桂川右岸に所在する13期の古墳で構成される史跡乙訓古墳群の一つの古墳であり、3市1町にまたがる古墳群の一つとして連携が必要となっている。 このため、3市1町で保存活用計画の策定のための事前準備に着手している。
委員	活用計画の策定のための準備をしている状態であるということか。
事務局	まだ勉強会の段階であり、先進地の視察等を踏まえて実施を考えているが、コロナ禍の状況で先進地視察ができない、3市1町の内部で課題を集約しているところである。
委員	歴史的なものである、保存できる形をきちんととってほしい。
事務局	文化財の適切な保存と整備、活用に努めていく。
	【学校女子トイレに生理用品を設置することについて】
委員	学校の女子トイレに生理用品を設置することについてお聞きしたい。
事務局	生理用品については保健室で対応している。

委員	保健室の生理用品の利用状況を把握しているか。
事務局	生理用品については、養護教諭から多くはないが利用者がいると報告がある。コロナ対策などを考慮して保健室に設置して対応している。また、学校現場では、その子の家庭状況も含めての対応が重要であると考えている。
委員	トイレの生理用品設置についてコロナの対策として設置しないということであったが、設置している学校が増加しているのであるから、対策を施して設置することについては検証しなかったのか。
事務局	学校現場で重要なのは、生理用品の充足だけではなく、学校の教員が家庭の状況をいち早く掴み、どのような支援ができるかである。トイレに設置することは検討している最中である。
【留守家庭児童会におけるコロナ対策について】	
委員	留守家庭児童会のコロナ対策についてお聞きしたい。
事務局	留守家庭児童会については、マスク、換気、消毒に加え、おやつ時は人数を減らし黙食を実施している。
委員	留守家庭児童会はコロナ禍での開設でありそれに対して指導員や保護者の声はあるか。
事務局	留守家庭児童会については、指導員は当初消毒作業などが大変であると声があったが、最近は特にはない。 保護者からは、大変な中、開設してもらい大変助かっていると声をいただいている。
【9月の通学路点検結果】	
委員	通学路の9月の点検結果とそれに対する考えについてお聞きしたい。
事務局	通学路の点検は日程を最終調整中である。秋に2日間かけて一斉点検する予定である。
委員	通学路の点検は、千葉県八街市の通学路の事故の後、国からの点検の変更点はあるか。
事務局	通学路の点検の従来と違う国からの通知は、見通しのよい道路などの車の速度が上がりやすい箇所、大型車の侵入が多い箇所、過去に事故がおこりそうになった箇所、保護者などから改善要望のあった箇所を従来のリストに加えて点検するようにと通知が来ている。

委員	また、八街市の事故をうけて地域住民からの要望、永井委員などからもご指摘いただいた箇所などリストに反映して点検していきたい。
事務局	通学路の点検箇所が増加するがどんな状況か。
委員	通学路の点検は、現在リストを作成中で増加するかは定かではない。国からの通知は、従来の箇所についても、対策の見直しをするという趣旨であるので、箇所の増減にかかわらずすべての箇所について再点検をする。
委員	通学路の点検結果の報告をまたお願いしたい。生理用品のトイレ設置については、是非調査検証していただきたい。
	採決　－　挙手多数　－　可決
議案 70 号　　令和 3 年度向日市一般会計補正予算（第 8 号）　　（所管分）	
委員	○質疑 【修学旅行について】 修学旅行について、令和 2 年度は実施されキャンセル料は発生しなかったが、今年度の修学旅行については、どの時点で実施及び中止の判断をされるのか伺いたい。
事務局	今年度の小中学校における修学旅行の日程については、当初 5、6 月で計画していた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が予想されたことから、実施時期を 2 学期末までに延期した。 中止又はキャンセルについては、期限ぎりぎりまで実施に向け検討していくが、濃厚接触者に特定され自宅待機している状況及び更なる感染などで、複数人が出席できない状態や濃厚接触者が特定できない状況など、条件が重なった場合は実施が難しい場合も考えられ、キャンセルとなることも想定される。
委員	修学旅行の実施は、学校毎の判断になるのか。小中学校で行くところと、行かないところが出るということか。
事務局	学校毎の判断については、そのとおりである。 キャンセルせざるを得ない状況は、行き先の感染状況によって判断することもあることから、その状況も踏まえ決定したいと考えている。 教育委員会としては、全ての学校が実施できるよう計画し取り組んでいるが、結果的に行ける学校と行けない学校が生じることもある。

委員	キャンセルした最悪の場合を想定して予算を計上されていると思うが、団体旅行のキャンセル料は、いつから発生するのか。
事務局	旅行会社によって考え方が異なる。当日キャンセルの場合、５０％又は１００％のキャンセル料が発生するので、この金額を計上している。
委員	【小中学校の施設整備工事費について】 小中学校の施設整備工事費について、夏休みに工事を着工されているが、いつ頃終わるのか、その工事内容を教えていただきたい。また、追加工事があったということか。
事務局	小中学校の施設整備工事費については、全ての小中学校において内壁劣化調査を実施し、その調査結果、緊急工事が必要な箇所について、夏休み期間に工事を行った。この緊急工事について当初予算に計上していなかったことから、既決の予算を活用しその充当額を計上している。 採決　－　挙手全員　－　可決
議案６７号　　旧上田家住宅設置及び管理に関する条例の制定について	
委員	○質疑 【旧上田家住宅設置及び管理に関する条例の制定について】 近隣住民への説明会の実施及び要望はあるのか。 会議室について、女性活躍センターの会議室の利用率が低い状況の中、人が集まる会議室を有料としたのはなぜか。 飲食について、明記がないのはなぜか。飲食は可能なのか伺いたい。
事務局	近隣住民の説明については、鶏冠井区及び鶏冠井農家組合などに説明している。要望については、現時点で近隣住民からの要望はない。 会議室を有料とした理由については、見学ではなく占有的に会議室を利用する場合に有料としている。 飲食については、一部飲食が可能となるよう規則を定める予定である。
委員	会議室の有料については、使われる用途によって料金も異なるので、今後の状況を見守っていきたい。 飲食物の提供や利用者が持ち込んだ飲食物を、飲食できる場所があるということか。
事務局	市が飲食物を用意することは考えていないが、利用者が持ち込んだお弁当などを食べ

	られるよう、施設内に湯沸かし室を設置し利用できるようにした。
委員	何年か前からの継続事業となっている（仮称）長岡宮内裏観光交流センターが旧上田家住宅に変更となった理由や観光という要素がなくなっていると思うがどうなのか説明いただきたい。
事務局	名称については、当初、長岡宮内裏観光交流センター（長岡宮跡、旧上田家住宅整備事業）として事業を行った。社会資本整備事業の補助金のメニューの中の観光交流センター事業として整備が完了し、旧上田家住宅の名称を踏襲したところである。 「観光の要素がなくなったのではないか。」と、ということについては、当初のとおり「文化財の適切な保護及び地域コミュニティの場として、市民文化の発展、地域振興・観光振興に寄与しまちづくりを推進する。」という目的に何ら変更はない。
委員	使用の制限については、個人、団体、市内、市外問わず、事業の目的に沿った理由であれば使用できるということか。 管理については、施設に常駐しているのか。申し込みや手続き等どういう風にやるのか教えていただきたい。
事務局	管理については、文化財調査事務所の所管で常駐を考えている。 史跡長岡宮跡朝堂院公園と同様、案内員を配置することを考えている。 申し込み等については、規則で定める予定である。
委員	貸しギャラリーについて要件があったと思うが、ギャラリーを開催する場合は、半日開催ではなく、長期間開催される場合がある。そういった場合は、料金表のとおりとされるのか。
事務局	そのとおりである。
委員	使用の制限の中で、例えば、音楽活動で使用したいと申請があった場合に文化に関係するため要件に該当すると思うが、楽器によっては音が大きく、近隣住民の迷惑となることがあると想定されるが、制限されるのか。
事務局	ご指摘のとおり、騒音等については楽器の使用など確認を行った上で判断していきたいと考えている。
委員	使用料について、別表の金額とした理由を伺いたい。例えば、主屋1が1,000円となっているが、この使用料金の設定で利用があるのか。 使用している施設を見学及び観光したい方がいる場合は、どのようになるのか。ま

	た、駐車場はどうなるのか教えていただきたい。
事務局	利用料金については、向日市観光交流センター「まちてらす」の会議室90.88平方メートルが時間当たり500円で、時間当たりの平方メートル単価では約5.5円となり、これを基本として、旧上田家住宅の利用面積に換算して料金を設定した。 なお、女性活躍センター「あすもあ」については、42平方メートルで1時間200円、平方メートル当たり4.76円となっている。このように、他の施設の料金も鑑みながら面積に換算したところである。 見学する場合は、利用のない施設を見学していただくことになるが、旧上田家住宅は、土地も含め施設全体が史跡長岡宮跡となっているので、見学については、無料としているところである。 また、駐車場については、マイクロバス1台、乗用車が4～5台駐車できる。
委員	利用率が低い場合は、使用料の見直しをされるのか。また、駐車場については、有料なのか。
事務局	オープン前のため、現在のところ料金の見直しは考えていないが、史跡なども含め多くの方に観光していただけるよう、ホームページや広報など周知してまいりたい。 料金の設定については、先ほど申し上げたとおり、向日市観光交流センター「まちてらす」や近隣の同様の施設を参考にした。 使用時間については、午前、午後、夜間の利用単位で使えるよう適切に設定を行っている。 駐車場の料金については、無料としているところである。
委員	昼間にカマドや会議室を使用されるのが最も多いと予想される。仮に、11時から1時まで会議室とカマドを使用したい場合、午前と午後の2単位使用されることになるが、昼間に利用頻度が多いと想定される中、どのように料金などを設定されたのか、今後、見直し検討されることはあるのか考えを伺いたい。
事務局	カマドや主屋等使用する施設ごとの単位で料金が発生することになる。時間当たりの設定については、近隣の同様の施設の利活用状況から設定した。長岡京市では、1時間の料金設定を行っているが、そうした場合、準備や片付けも使用時間に入ることから、少しでも多くの方が使用しやすいよう、午前、午後、夜間と大きく分けて設定した。
委員	設定した理由は理解できるが、実際、昼食を取りたい時間帯に市民の方が主屋とカマドを使用された場合は、3,000円掛かる。料金を見る限り高く感じる。今後、利用状況をみて、昼食で使うシーンが多くなった場合、柔軟に対応していただきたいがどうか。

事務局	委員ご指摘の昼食の利用について、検討した結果、午前の部は午後０時３０分、午後の部は午後１時３０分からとした。料金や時間についても、十分に周知を行い、使用される場合は、この利用時間を踏まえ使用していただきたいと考えている。
委員	女性活躍センター「あすもあ」や向日市観光交流センター「まちてらす」は、１時間単位の料金が設定されている。旧上田家住宅だけ料金設定が違う。割高に感じてしまう。今後、要望や需要ができた場合には、是非検討していただきたい。少しでも利用しやすくなるようにしていただきたい。
委員	９時から４時まで連続使用が可能か。
事務局	別表の備考１の３行目に、ただし書きで、「連続して利用する場合は、単位間も利用時間に含むことができるものとする。」となっており、午前、午後と連続して利用することは可能である。
委員	全体的に高いと感じる。 管理の方が常駐されるということだが、案内人については、申込制で来ていただくのか。
事務局	案内人を常時配置し見学に対し予約する必要はなく、いつ見学に来られても対応できるようにする予定である。
委員	管理人については、職員が行うのか。
事務局	職員と会計年度任用職員を考えている。
委員	条例は、１１月１日の施行日となっているが、オープン、使用開始の日程は決まっているのか。
事務局	現時点ではオープンの日時は決まっていない。１１月中のオープンを目指している。
委員	使用料金の負担が重いことを指摘する。利用しやすい金額に見直しを望み賛成する。
	採決　－　挙手全員　－　可決

通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する 取扱い要領の一部改正について（報告）

令和 3 年 9 月 28 日
教育部学校教育課

1 改正の趣旨

向日市立第 4 向陽小学校における今後の児童数増加を考慮し、令和 5 年度就学から当分の間、希望校への就学を停止とする。

2 希望校への就学の概要

市内のどこからでも、理由の如何にかかわらず、保護者や児童生徒の希望により、入学したい学校の選択を可能とする。

ただし、希望校への就学での受入れ人数の上限は、各校の就学予定者数の 1 割程度を上限とし、かつ施設・設備に支障をきたさない人数とする。なお、希望者が多い場合は抽選とする。

3 改正の内容

向日市立第 4 向陽小学校において、令和 5 年度就学から当分の間、希望校への就学を停止とする。ただし、同校に先に兄弟が在学している弟妹に限り、希望校への就学を認めることとする。

4 施行期日 令和 3 年 10 月 1 日

○通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する取扱い要領

- 1 向日市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（平成13年教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条第2項に規定する部活動の指定は次のとおりとする。
 - (1) 向日市立勝山中学校体操部
 - (2) 向日市立西ノ岡中学校水泳部
 - (3) 向日市立寺戸中学校バドミントン部及び吹奏楽・マーチングバンド部
- 2 規則第7条第2項に規定する学校選択の弾力化の取扱いについては次のとおりとする。ただし、向日市立第4向陽小学校を希望校とする取扱い（同校に先に兄弟が在学している場合の弟妹の優先的な扱いを除く。）については、令和5年度就学から当分の間、停止することとする。
 - (1) 定員は、小中学校とも就学予定者の1割程度を上限とし、かつ施設・設備に支障をきたさない人数とする。ただし、希望する小中学校に先に兄弟が在学している場合の弟妹は、優先的な扱いとし、定員に含まないものとする。
 - (2) 希望者が多数の場合には抽選等による。
 - (3) 届出は、小学校又は中学校の入学時及び市外からの転入時に、一度に限り認める。ただし、希望する小中学校において抽選が実施された場合は、届出は認められないものとする。
- 3 規則第9条第2項の規定による届出期間は、毎年教育委員会がこれを定める。
- 4 その他の区域外就学の申請方法
 - (1) 規則第11条の規定によるその他の区域外就学の申請は、区域外就学特別申請書（様式1）、又は指定学校変更（通学区域外就学）特別申請書（様式2）のいずれかにより行う。
 - ① 区域外就学特別申請書
本市以外に住民登録している就学予定者等が本市の学校に一定期間就学する場合
 - ② 指定学校変更（通学区域外就学）特別申請書
本市に住民登録している就学予定者等が指定校以外の本市の学校に一定期間就学する場合
 - (2) その他の区域外就学の申請は、当該区域外学校で行い、当該学校長は意見を記入の上、速やかに教育委員会へ送付する。
 - (3) 教育委員会は、その他の区域外就学の申請事由が妥当かつやむを得ないと判断した場合、後日保護者に承認書を送付する。
 - (4) その他の区域外就学の標準処理期間は、受付から2週間とする。
- 5 その他の区域外就学の承認基準及び期間は、別表のとおりとする。
- 6 その他の区域外就学の終結
 - (1) 区域外就学の承認期限が切れたとき。
 - (2) 特別事由が解消したとき。
 - (3) その他保護者から区域外就学取消しの申し出があった場合
 - (4) 上記のいずれかの事由により、通学区域外就学が終結したときは、当該児童・生徒は直ちに本来校に帰校することとし、保護者は、学校長と教育委員会へ届け出なければならない。

附 則

この要領は、平成２５年８月２７日から施行する。

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

この要領は、令和３年１０月１日から施行する。

(別表)

区 分	事 由	期 間
最終学年途中転居 最終学年途中転出	最終学年(小学校6年生及び中学校3年生)で、他の通学区域に転居又は他市町村に転出するが、引き続き従前の学校への就学を希望する場合	年度末まで
学期途中転居 学期途中転出	(1) 最終学年の1年前の学年(小学校5年生及び中学校2年生)で、他市町村に転出するが、引き続き従前の学校への就学を希望する場合	年度末まで
	(2) 上記以外の学年(小学校1年生から4年生及び中学校1年生)で、他市町村に転出するが、引き続き従前の学校への就学を希望する場合	学期末まで
	(3) 学年途中で市内の他の通学区域に転居するが、引き続き従前の学校への就学を希望する場合	卒業まで
転居予定地先行就学 転入予定地先行就学	現居住地の通学区域以外への転居又は市内への転入が決まっており、学年又は学期の当初から転居予定先の学校に就学を希望する場合	入居予定日まで (1学期以内)
一時転居 一時転出	住宅の新築、増改築等により、一時的な他の通学区域への転居又は市外への転出であり、従前の居住地に戻ることが確実な場合で、引き続き従前の学校への就学を希望する場合	再入居日まで (1年以内)
留守家庭児童 (小学生のみ)	両親共働き又は母(父)子家庭により、日中家庭が留守になる場合で、保護者に代わる者の住所地の通学区域の小学校への就学を希望する場合	事由解消まで
身体的理由	疾病又は障害等の理由により、通学方法、安全面等について配慮を要するため、指定校での就学が困難と認められる場合	事由解消まで
教育的配慮	不登校やいじめ等、やむを得ない事情により、教育的配慮が必要と認められる場合	事由解消まで

〈参 考〉

通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する取扱い要領の一部改正

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
○通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する取扱い要領	○通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する取扱い要領
1 向日市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（平成13年教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条第2項に規定する部活動の指定は次のとおりとする。 (1) 向日市立勝山中学校体操部 (2) 向日市立西ノ岡中学校水泳部 (3) 向日市立寺戸中学校バドミントン部及び吹奏楽・マーチングバンド部	1 向日市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（平成13年教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条第2項に規定する部活動の指定は次のとおりとする。 (1) 向日市立勝山中学校体操部 (2) 向日市立西ノ岡中学校水泳部 (3) 向日市立寺戸中学校バドミントン部及び吹奏楽・マーチングバンド部
2 規則第7条第2項に規定する学校選択の弾力化の取扱いについては次のとおりとする。ただし、向日市立第4向陽小学校を希望校とする取扱い（同校に先に兄弟が在学している場合の弟妹の優先的な扱いを除く。）については、令和5年度就学から当分の間、停止することとする。 (1) 定員は、小中学校とも就学予定者の1割程度を上限とし、かつ施設・設備に支障をきたさない人数とする。ただし、希望する小中学校に先に兄弟が在学している場合の弟妹は、優先的な扱いとし、定員に含まないものとする。 (2) 希望者が多数の場合には抽選等による。 (3) 届出は、小学校又は中学校の入学時及び市外からの転入時に、一度に限り認める。ただし、希望する小中学校において抽選が実施された場合は、届出は認められないものとする。	2 規則第7条第2項 _____ の取扱いについては次のとおりとする。 _____ _____ (1) 定員は、小中学校とも就学予定者の1割程度を上限とし、かつ施設・設備に支障をきたさない人数とする。ただし、希望する小中学校に先に兄弟が在学している場合の弟妹は、優先的な扱いとし、定員に含まないものとする。 (2) 希望者が多数の場合には抽選等による。 (3) 届出は、小学校又は中学校の入学時及び市外からの転入時に、一度に限り認める。ただし、希望する小中学校において抽選が実施された場合は、届出は認められないものとする。
3 規則第9条第2項の規定による届出期間は、毎年教育委員会がこれを定める。	3 規則第9条第2項の規定による届出期間は、毎年教育委員会がこれを定める。
4 その他の区域外就学の申請方法 (1) 規則第11条の規定によるその他の区域外就学の申請は、区域外就学特別申請書（様式1）、又は指定学校変更（通学区域外就学）特別申請書（様式2）のいずれかにより行う。 ① 区域外就学特別申請書 本市以外に住民登録している就学予定者等が本市の学校に一定期間就学する場合 ② 指定学校変更（通学区域外就学）特別申請書	4 その他の区域外就学の申請方法 (1) 規則第11条の規定によるその他の区域外就学の申請は、区域外就学特別申請書（様式1）、又は指定学校変更（通学区域外就学）特別申請書（様式2）のいずれかにより行う。 ① 区域外就学特別申請書 本市以外に住民登録している就学予定者等が本市の学校に一定期間就学する場合 ② 指定学校変更（通学区域外就学）特別申請書

本市に住民登録している就学予定者等が指定校以外の本市の学校に一定期間就学する場合

- (2) その他の区域外就学の申請は、当該区域外学校で行い、当該学校長は意見を記入の上、速やかに教育委員会へ送付する。
 - (3) 教育委員会は、その他の区域外就学の申請事由が妥当かつやむを得ないと判断した場合、後日保護者に承認書を送付する。
 - (4) その他の区域外就学の標準処理期間は、受付から2週間とする。
- 5 その他の区域外就学の承認基準及び期間は、別表のとおりとする。
- 6 その他の区域外就学の終結
- (1) 区域外就学の承認期限が切れたとき。
 - (2) 特別事由が解消したとき。
 - (3) その他保護者から区域外就学取消しの申し出があった場合
 - (4) 上記のいずれかの事由により、通学区域外就学が終結したときは、当該児童・生徒は直ちに本来校に帰校することとし、保護者は、学校長と教育委員会へ届け出なければならない。

附 則

この要領は、平成25年8月27日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

本市に住民登録している就学予定者等が指定校以外の本市の学校に一定期間就学する場合

- (2) その他の区域外就学の申請は、当該区域外学校で行い、当該学校長は意見を記入の上、速やかに教育委員会へ送付する。
 - (3) 教育委員会は、その他の区域外就学の申請事由が妥当かつやむを得ないと判断した場合、後日保護者に承認書を送付する。
 - (4) その他の区域外就学の標準処理期間は、受付から2週間とする。
- 5 その他の区域外就学の承認基準及び期間は、別表のとおりとする。
- 6 その他の区域外就学の終結
- (1) 区域外就学の承認期限が切れたとき。
 - (2) 特別事由が解消したとき。
 - (3) その他保護者から区域外就学取消しの申し出があった場合
 - (4) 上記のいずれかの事由により、通学区域外就学が終結したときは、当該児童・生徒は直ちに本来校に帰校することとし、保護者は、学校長と教育委員会へ届け出なければならない。

附 則

この要領は、平成25年8月27日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

改 正			現 行		
(別表)			(別表)		
区 分	事 由	期 間	区 分	事 由	期 間
最終学年途中転居 最終学年途中転出	最終学年（小学校6年生及び中学校3年生）で、他の通学区域に転居又は他市町村に転出するが、引き続き従前の学校への就学を希望する場合	年度末まで	最終学年途中転居 最終学年途中転出	最終学年（小学校6年生及び中学校3年生）で、他の通学区域に転居又は他市町村に転出するが、引き続き従前の学校への就学を希望する場合	年度末まで
学期途中転居 学期途中転出	（１）最終学年の１年前の学年（小学校5年生及び中学校2年生）で、他市町村に転出するが、引き続き従前の学校への就学を希望する場合	年度末まで	学期途中転居 学期途中転出	（１）最終学年の１年前の学年（小学校5年生及び中学校2年生）で、他市町村に転出するが、引き続き従前の学校への就学を希望する場合	年度末まで
	（２）上記以外の学年（小学校1年生から4年生及び中学校1年生）で、他市町村に転出するが、引き続き従前の学校への就学を希望する場合	学期末まで		（２）上記以外の学年（小学校1年生から4年生及び中学校1年生）で、他市町村に転出するが、引き続き従前の学校への就学を希望する場合	学期末まで
	（３）学年途中で市内の他の通学区域に転居するが、引き続き従前の学校への就学を希望する場合	卒業まで		（３）学年途中で市内の他の通学区域に転居するが、引き続き従前の学校への就学を希望する場合	卒業まで
転居予定地 先行就学 転入予定地 先行就学	現居住地の通学区域以外への転居又は市内への転入が決まっており、学年又は学期の当初から転居予定先の学校に就学を希望する場合	入居予定日まで （１学期以内）	転居予定地 先行就学 転入予定地 先行就学	現居住地の通学区域以外への転居又は市内への転入が決まっており、学年又は学期の当初から転居予定先の学校に就学を希望する場合	入居予定日まで （１学期以内）
一時転居 一時転出	住宅の新築、増改築等により、一時的な他の通学区域への転居又は市外への転出であり、従前の居住地に帰ることが確実な場合で、引き続き従前の学校への就学を希望する場合	再入居日まで （１年以内）	一時転居 一時転出	住宅の新築、増改築等により、一時的な他の通学区域への転居又は市外への転出であり、従前の居住地に帰ることが確実な場合で、引き続き従前の学校への就学を希望する場合	再入居日まで （１年以内）
留守家庭児童 （小学生のみ）	両親共働き又は母（父）子家庭により、日中家庭が留守になる場合で、保護者に代わる者の住所地の通学区域の小学校への就学を希望する場合	事由解消まで	留守家庭児童 （小学生のみ）	両親共働き又は母（父）子家庭により、日中家庭が留守になる場合で、保護者に代わる者の住所地の通学区域の小学校への就学を希望する場合	事由解消まで
身体的理由	疾病又は障害等の理由により、通学方法、安全面等について配慮を要するため、指定校での就学が困難と認められる場合	事由解消まで	身体的理由	疾病又は障害等の理由により、通学方法、安全面等について配慮を要するため、指定校での就学が困難と認められる場合	事由解消まで
教育的配慮	不登校やいじめ等、やむを得ない事情により、教育的配慮が必要と認められる場合	事由解消まで	教育的配慮	不登校やいじめ等、やむを得ない事情により、教育的配慮が必要と認められる場合	事由解消まで

○向日市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則

平成13年12月25日

教育委員会規則第4号

改正 平成15年9月30日教委規則第4号

平成19年12月26日教委規則第5号

平成25年10月30日教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項及び第8条の規定により、向日市立の小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の通学区域、就学予定者等の就学すべき市立学校の指定等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 就学予定者等 学校教育法施行令第5条第1項に規定する就学予定者及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき保護者が就学させなければならない子をいう。
- (2) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 転入学者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条及び第8条の規定により住民票が新たに編成された者をいう。

(通学区域)

第3条 小学校の通学区域は、別表第1のとおりとする。

2 中学校の通学区域は、別表第2のとおりとする。

(就学すべき学校の指定)

第4条 教育委員会は、就学予定者等が市立学校に就学するときは、別表第1又は別表第2に定める通学区域に基づいて就学予定者等の就学すべき市立学校（以下「指定校」という。）を指定する。

(調整区域)

第5条 教育委員会は、前2条の規定にかかわらず、通学区域の指定に関し、弾力的な取扱いをすることができる区域（以下「調整区域」という。）を別表第3のとおり設ける。

- 2 調整区域内に居住する中学校就学予定者の保護者から届出があつたときは、前条の規定にかかわらず別表第3に掲げる選択校へ就学できるものとする。

(部活動)

第6条 教育委員会は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、通学区域の指定に関し、部活動による弾力的な取扱いをすることができるものとする。

- 2 市立学校における弾力的な取扱いを行う部の指定については、別に定める。
- 3 中学校就学予定者の保護者から届出があつたときは、届出校へ就学できるものとする。

(希望校)

第7条 教育委員会は、第3条から前条までの規定にかかわらず、通学区域の指定に関し、学校選択の弾力化の取扱いをすることができるものとする。

- 2 市立学校における学校選択の弾力化の取扱いについては、別に定める。
- 3 就学予定者の保護者から届出があつたときは、希望校へ就学できるものとする。

(転入学者)

第8条 転入学者については、前3条の規定を準用する。

(届出)

第9条 保護者は、就学予定者等を市立学校以外の小学校又は中学校に就学させようとするときは、教育委員会にその旨を届け出なければならない。

- 2 保護者は、就学予定者等を第5条から前条までの規定により指定校以外の市立学校に就学させようとするときは、教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(通知)

第10条 教育委員会は、第4条から第8条までの規定により就学すべき学校を決定したときは、就学通知書によりその旨を保護者に通知するものとする。

(その他の区域外就学)

第11条 保護者は、第5条から第8条までの規定を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 就学予定者等を指定校以外の市立学校に就学させようとするとき。
- (2) 本市以外の市町村に居住する就学予定者等を市立学校に就学させようとするとき。
- 2 教育委員会は、前項の届出を受理し、内容に相当の理由があると認めるときは、通学区域外就学を許可することができる。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成14年度の就学予定者から適用する。

附 則（平成15年9月30日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の向日市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則第7条の規定は、平成16年度の就学予定者及び平成16年4月1日以後の転入学者から適用する。

附 則（平成19年12月26日教委規則第5号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成25年10月30日教委規則第1号）

この規則は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあつた日の翌日から施行する。

（平成25年11月22日付け公告により平成25年11月23日から施行）

向日市中学生大会（第17回向日市中学生弁論大会及び第18回向日市中学生
英語スピーチ大会）について（報告）

令和3年9月28日
学校教育課指導係

別紙のとおり実施しますので、報告します。

第17回向日市中学生弁論大会について（報告）

令和3年9月28日

学校教育課

以下のとおり実施しますので、報告します。

1 目 的

- ・ 生徒に「ことばの力」をはぐくみ、広い視野と柔軟な発想を持ち、筋道を立てて物事を考え、正しく伝える力を身に付けさせる。
- ・ 中学生が日々感じていること、未来に向けての夢や希望などの発表をとおして、他者や社会との関わりについて考える契機とするとともに、日々の学習活動に対する市民の理解を深める機会とする。

2 主 催

向日市教育委員会

3 後 援

向日市青少年健全育成連絡協議会 向日市PTA連絡協議会

4 日 時

令和3年11月13日（土） 午前10時30分～午後12時

5 場 所

イオンモール京都桂川 3階 イオンホール

6 参加者

- (1) 向日市立中学校生徒
- (2) 各校3名（計9名） 学年は問わない

7 実施内容

- (1) スピーチ部門で実施する。

テーマ・・・自由テーマ

（例示） 「仲間について」「部活について」
「自然について」「夢について」
「向日市の文化・歴史遺産について」
「ふるさと向日市について」
「将来の向日市について」 等

- (2) 審査を行い、市長賞、教育長賞、優秀賞の表彰をする。

8 審査員

学識経験者・専門家、向陽高等学校国語科教員、京都西山高等学校国語科教員、向日市校長会

第18回向日市中学生英語スピーチ大会について（報告）

令和3年9月28日

学校教育課

以下の通り実施しますので、報告します。

1 目 的

- (1) 英語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。
- (2) 英語のスピーチを行うことにより、コミュニケーション能力の基礎を養う。
- (3) 学習成果の発表をとおして、日々の学習活動に対する市民の理解を深める機会とする。

2 主 催 向日市教育委員会

3 後 援 向日市青少年健全育成連絡協議会、向日市PTA連絡協議会

4 日 時 令和3年11月13日（土） 午後1時30分から同3時

5 場 所 イオンモール京都桂川 3階 イオンホール

6 参加者

- (1) 向日市立中学校生徒
- (2) 各校3名（計9名） 学年は問わない

7 実施内容

- (1) スピーチ（3つのテーマの内1つを選び、意見発表を行う）
テーマ（①ふるさと ②将来の夢 ③学校生活）
- (2) 審 査 それぞれのスピーチを聞き、審査を行い、市長賞、教育長賞、優秀賞等を与える。

8 審査員

学識経験者・専門家(英語)、ALT（外国語指導講師）、向陽高等学校英語科教員、
京都西山高等学校英語科教員